

平成25年第4回葛城市議会定例会会議録（第5日目）

1. 開会及び延会 平成25年12月19日 午前10時00分 開会
午後 4時52分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番 吉 武 昭 博	2番 内 野 悦 子
4番 西 川 朗	5番 増 田 順 弘
6番 岡 本 吉 司	7番 朝 岡 佐一郎
8番 西 井 覚	9番 藤井本 浩
10番 吉 村 優 子	11番 阿 古 和 彦
12番 赤 井 佐太郎	13番 下 村 正 樹
14番 西 川 弥三郎	15番 白 石 栄 一

欠席議員1名 3番 川 村 優 子

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	山 本 眞 義
総 務 部 理 事	菊 江 博 友	企 画 部 長	吉 村 孝 博
市民生活部長	生 野 吉 秀	都 市 整 備 部 長	矢 間 孝 司
都 市 整 備 部 理 事	中 裕 晃	産 業 観 光 部 長	河 合 良 則
保 健 福 祉 部 長	山 岡 加 代 子	教 育 部 長	田 中 茂 博
上 下 水 道 部 長	吉 川 正 隆	消 防 長	岩 井 利 光
会 計 管 理 者	邨 田 康 司		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	西 川 雅 大
書 記	山 岡 晋		

6. 会議録署名議員 4番 西 川 朗 10番 吉 村 優 子

7. 議事日程

日程第1 発議第6号 地域活性化事業「新道の駅建設事業」計画の凍結を求める決議について

日程第2 発議第7号 新聞の軽減税率を求める意見書

日程第3 発議第8号 葛城市議会委員会条例の一部を改正することについて

追加日程第1 葛城市議会常任委員会委員の選任について

追加日程第2 葛城市議会運営委員会委員の選任について

追加日程第3 議会改革特別委員会委員の選任について

開 会 午前10時00分

西川議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより平成25年第4回葛城市議会定例会第5日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、発議第6号、地域活性化事業「新道の駅建設事業」計画の凍結を求める決議についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

11番、阿古和彦君。

阿古議員 皆さん、おはようございます。議長の許可を得ましたので、議案の提出をいたしました、その決議内容について読み上げさせていただきます。

地域活性化事業「新道の駅建設事業」計画の凍結を求める決議。

平成16年10月に葛城市が誕生して、9年が過ぎました。新市建設計画（10年間）も、来年度末には大きな区切りを迎えようとしています。合併特例債は、一昨年の東日本大震災によって国は5カ年の延長、葛城市は平成32年3月末までを認めましたが、尺土駅前広場整備事業、新クリーンセンター建設事業などに代表される大きな合併特例債事業の進捗状況には市民皆様の関心も高く、また、膨大な事業費が将来の葛城市の財政に及ぼす悪影響も懸念される所です。

地域活性化事業（仮称）新道の駅事業については、平成23年10月に初めて議会に報告され、それ以降の事業計画の説明のたびに、おのおの議員からは新道の駅の経営分析や経営方針の甘さ、新道の駅の進入誘導道路設置が太田南交差点（山麓線と南阪奈道路側道の交差点）附近になることでの渋滞、また新道の駅の建設事業の計画が幾度となく変更され、約1万坪に及ぶ大規模な新道の駅建設計画への疑問を呈する意見もあります。

葛城市には、現在、道の駅「當麻の家」があります。市で2つ目となる新道の駅の建設には、市民皆様からの疑問の声も数多く聞かれる所です。よって、現在計画されている地域活性化事業「新道の駅建設事業」を凍結することを強く求めます。

平成25年12月19日、奈良県葛城市長山下和弥殿。奈良県葛城市議会。

以上であります。

西川議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西井君。

西井議員 提出者に対して若干の質疑をさせていただきたいと思います。

まず1点は、このビラは私の家にも入っていたわけでございますが、このビラ自身は皆さん方、提出された方、また賛成者含めて名前を挙げられているということで、皆さん方の意思で書かれたかビラかどうかを、まず確認したいと思います。

ただ、このビラを配布されて日にちもたって、皆さん方から何の発言もないということで、このビラ自身が皆さん方が出されたものという形の中で、若干の質疑もさせていただきたいと、かように思います。

まず、裏のところで、これは提出される議案の中で、賛成者という形で6名が並んでおるわけですが、11月28日に提出された議案としては、提出者が阿古議員になっているにもかかわらず、賛成者という連ね方をされていることについて、どのような形でこの文書をつくられたかということ、まず1点聞かせていただきたい。また、表の文章の中で、新道の駅、18億円、いろいろになってるのが、「しかも予定地隣接の山麓部には、違法な盛り土が放置され崩壊の危険性があります」、「万全の地すべり対策がとられない限り、利用者、市民の安全を守ることはできません」とこの中で書かれているわけですが、12月17日の都市産業常任委員会協議会で議長から発言を求められて、発言の中で私もびっくりしたわけですが、寺口地区隣地開発許可を盛り土のときの業者が当時許可申請を出されている。平成20年3月25日に保全地区内など行為提出書類を、当時の理事者側は受けられた。翌日にもかかわらず関係課で協議され、その翌日に県知事へ進達されているわけです。また、4月2日、森林法第10条の2第1項の規定による開発行為の許可についてと、許可申請をされている。4月8日、関係課で協議され、その日に県知事へ回答され、11日に県知事の許可が出ている。この日程よりも以前から、その山麓地域の寺口、また中戸、太田の地域の方々が、このような開発をできるだけとめるようにしてくださいという、生命にかかわるという危機意識の中で要望されていたと私は聞き及んでいるわけですが、その速やかな、ちょっと我々は想像もつかない日にちで許可申請に携わった方がこの中におられるわけです。

その中で盛り土があり、危険や、崩壊する。何かこの文章と、この文書を出された方の今までの行動と整合性がない。その点について、どのように思われているのかということ、提出者の阿古議員に質問させていただきたい。

もう1点、葛城市に2つの道の駅が必要なのかという、この部分ですが、「當麻の家」の経営に携わっている方々に私もいろいろと意見を聞かせてもらって、経営に携わっている方々にしたら、「當麻の家」は必ずしも新しい道の駅、競争相手ができるから反対やというような気持ちを持っていないにもかかわらず、このようにいかにも「當麻の家」は反対しているに近いような文章を書かれたと感じるようなことをされたことについて、確かに憤慨しているという声を聞いているわけです。逆に、「當麻の家」の、今、一生懸命努力して成績を上げようとして経営努力され、また、今、組合員の方々も新しい道の駅ができようと、我々は努力して競争相手が若干できることによって相乗効果もあり、努力の結果以前以上に成績を上げたい、逆に期待をされているように聞いておるわけです。その辺との整合性、また、このような記事を出されたことについてどのように思われているかという点を、3点含めて、まず質問させていただきます。

西川議長 阿古君。

阿古議員 ちょっと質疑への内容が変わってるように思います。私が提出したのは、ただいま申し上

げました議案を提出したことであって、チラシについて質疑を入れるということは、質疑としての確な質疑ではないと思います。まず、その判断を議長に仰ぎたい。それによっては、話しを、ほかの話も私の方からさせていただく必要が出てくると思います。まずその辺の判断を伺いたいと思います。

西川議長 ちょっと休憩します。

休 憩 午前10時13分

再 開 午前10時16分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

阿古君。

阿古議員 若干不思議な質疑になるとは思いますけども、まず答えさせていただく部分があると思いますので。

まず、ビラの、多分裏面に書いてる部分をおっしゃったんですね。それで提出者及び賛成者ということで書かれています。それはもう単純なミスプリです。提出者であるべき僕の名前のところに、コンピュータでずっと処理している間に賛成者になってしまったというのが事実です。ですから、あくまで今回提出させていただいている文書、これは議会に提出する文書ではありませんので、正しいもので提出者としての文書で提出させていただいております。

それと、今、「當麻の家」にふれられましたので、チラシの部分、読ませていただきます。誤解があるみたいなので。葛城市に2つの道の駅が必要なのかということで、見出しで書いてる文書をそのまま読みます。

「平成7年にオープンした『當麻の家』は、地産地消に取り組み、今日では道の駅ふたかみパーク當麻として2億円を超える売り上げを確保し、黒字経営を維持しています。しかし、道路事情の変化や近隣に競合する施設がふえれば、売り上げに影響が出ることは避けられません。現実に、南阪奈道路の開通で利用者が減少し、売り上げが落ちるといった時期がありました。」という文章です。ですから、実際、「當麻の家」の人たちがどうおっしゃってますということは全く書いておりませんので、どう理解されているのかわかりませんが、あくまで事実を書いているだけで、私が今回の議案を提出したのは、この秋に選挙がありまして、市民の皆さんの声を聞く機会が非常に多かった。その中で、なぜ今現在、「當麻の家」という道の駅があるのに2つ目の新しい新道の駅をつくるんですかという疑問の声を非常に感じました。議員としての本来の使命は、市民の皆様の手を行政に伝えるということが第一ですので、そのまま誠実にそれを行政に伝えているということです。

チラシの内容につきましては、個々いろいろ、これは連名で発行しておりますので、各発行者が責任を持った文章になっております。決して間違いではない。ですから、その中の方がどうのこうのと言われるようなことは全くない。逆に言えば、それをおっしゃるのは何らかの意図があるのかなと勘ぐらざるを得ないです。

あくまで私たちは、この6名は、自分の意思で市民の手に耳を傾けた結果の、当然、議員としての使命で議案を提出させていただいた。それで、その報告としてチラシを発行させて

いただいたということであります。それ以上のことはないです。

以上です。

西川議長 ちょっと休憩します。

休 憩 午前10時20分

再 開 午前10時21分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

どうぞ、西井君。

西井議員 チラシということで、山麓部分についての盛り土についての答弁はもらえなかった。

私はただ、答弁は結構ですけど、先ほど申し上げましたように、盛り土をつくる可能性のある許可を進められた方が、こんな盛り土あるから道の駅つくったら危ないということを市民にふれられるということは、非常に何か整合性、また不思議でならない。やはり私は、市民に知らせる文書を出すとしたら、先ほど単なるミスプリですということと提出者が間違っただとおっしゃったわけですが、通常議員として議案書の中で、また予算書とかでミスプリがあったとしたら、いろいろな形で異議を申されることが多い。しかしながら、自分たちが出したものは単なるミスプリですというふうな、何か整合性に欠ける答弁があるのではないかと。実際、市民に知らせる中で、ビラを出すのやったらもっと慎重な形で出してもらって、なるほどそやなと我々も得心できる出し方をしてもらおうというのが、本来必要性であるのではないかと。そのミスプリについて、もう一度、どのように思われているかということ。

西川議長 どうぞ、阿古君。

阿古議員 議会活動の報告、議員として当然のことやと思います。その中で、例えば議場で提出する議案等につきましては、例えば提出者、賛同者という厳格な規定の中でありますけども、提出者は私ですけども、これは6人の共通した思い、市民の思いがこの6人の中で共通しているということなんです。ですから、変わった質疑をされるのでふれますと、それを言うていくのだったら、例えば平成16年10月に葛城市が合併したそのときの、合併するに当たっての新市建設計画というのを、いろいろな方が協議してつくっていったわけです。そうすると、その中でやはり根底となる考え方があったんですね。先例の市が合併してましたので、まず無駄なものはつくらないでおこう。それと、やらなくてはいけない、例えば学校の耐震化ですとかそういうような事業というのは、絶対にやらないといけない。せやから、そういうようなものを最優先していこうということで、それで将来においては当然2町が合併して1つの市になるわけですから、合併の特例ということをお考えますと、10年間は2町の分離した交付税を算入していただけるけども、10年後は5年間を傾斜的に一本算定、3万6,800人、若干ふえましたが、その市としての一本算定の交付税になる。そういう中で、行政をいかに効率化してスリム化していくかという、そういう前提がありましたので。ですから2つあるものを1つにしようかという議論はあったけども、従前にある、例えば旧當麻町でいえば「當麻の家」がある、道の駅がある、では、もう一つ新しいものをつくろうかという議論には全くなかった。その経験をされている議員が、実は何名もこの中におられると思いま

す。ではその意思でやってこられたのに、何で今、市に道の駅をつくるに当たって賛成されるんですか。それをおっしゃるのやったら、まさにそこへ戻ってしまいますよ。せやから、こういう質疑の仕方というのにされるんやったら、やはりそういう答弁になってしまうということ。先ほど議長にそれでいいんですかと言うたのはそこなんですよ。

あくまで、今回議案を提出したというのは、選挙をして洗礼を受ける中で、市民の大多数の方からそういう声をお聞きした、それをいかに行政に伝えるかという1つの手段として、凍結の議案を出ささせていただきました。せやから、これは中止議案では実はないんです。

せやから、もう少し冷静に、市民の皆さんの声に耳を傾けませんか、冷静に。もうちょっと事業を考えていきませんかという、そういう訴えなんです。せやから、その辺をちゃんと読み取っていただきたい。

せやから、質疑の内容がそういう内容になってくるから、そういう答弁になってしまいますよということです。

以上です。

西川議長 ほかに。もう言いつ放しよ。

どうぞ。西井君。

西井議員 私も10月の選挙のときに「當麻の家」で一生懸命生産活動し、出荷し、自分の生きがいとして頑張っている方々の声を聞いたわけでございます。親しいということで、新しい道の駅ができるんやなど。私は「當麻の家」ができたときに、できるまでと含めて、経緯の中で、大変問題はいろいろあった。しかしながら、できて、また役員方が一生懸命やってもらって、私自身の生きがいも含めて、大変喜んでんねん。今になったら、神さんの次に「當麻の家」やというくらい、切実におっしゃった。ただ、もう一つできたら、確かに競争相手ができ、厳しい問題もできてくるけど、それにも負けやんように我々も努力していく。また新しい道の駅ができたら、私のようにまた喜んでくれる方がふえていくんやないかなど。できるだけ速やかに、いろいろな問題点ができてくるかもしれへんけども、やはり進めてもらって、新しい道の駅ができて私のように喜べる、また神さんの次に道の駅と思えるようなことを、皆さん方で努力してもろたらできるんちゃうかなと思うよって、私は地域的には新道の駅にはそこまでもう参画できるだけの年でもないけど、また私と同じ思いに、結果なってくれる人も大勢出てくるよって、どうか「當麻の家」ができたように、道の駅ができるように「覚ちゃん、努力してや。」という声も聞いているわけでございます。また、その中に入られて、今、準備委員会やいろいろな形でどのようにしようかという努力されている方もたくさんおられるわけです。皆努力する、またその経緯の中で、建設を進めようとするなら、やはり皆さん方、そこに入っている方々が努力した結果でよいものをつくろうという、またそれだけの成果が上がるものをつくろうという気力があるものと思うわけでございます。

どうか、そのような隠れた声も現実にあるということを踏まえた中で、議員諸氏の判断をよろしくお願いいたしまして、私の質疑を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

西川議長 ほかに質疑はありませんか。

朝岡君。

朝岡議員 ただいま上程となっております地域活性化事業の「新道の駅建設事業」計画の凍結を求める決議、この取扱いについての内容説明を受けましたその質疑をさせていただきたいと、このように思います。

説明された議員は、おおむねこの提案理由の中で、合併時に策定された新市建設計画を有利な特例債で活用して事業が進められてることによる、将来に葛城市の財政に非常に悪影響が懸念される、また今回推進をいたしております道の駅の建設に当たって、ハード面そしてまたソフト面に対して、経営の戦略とか、また建物の周辺、道路整備等指摘をされ、今、議論がございました「當麻の家」に対しても、市民の皆さんから2つ目の道の駅をつくることが非常に疑問であると、こういうようなそれぞれの理由で凍結を求める決議の内容の説明ということでございます。

私は、今、不思議な審査をしているなと思うんですが、この提案理由にあった内容を、昨日議会は200人を超える市民の皆さんから今の有利な特例の時期に、その有利な特例債を活用して、今、道の駅が推進されている。また、この新しい道の駅を委ねる、経営をされる会社の設立について、今、非常にさまざまな角度から推進に向けて、設立に向けて、さまざまな皆さん方がご努力をいただいている。そういったことは十分理解をしておりますと、また、ご心配をされている道の駅周辺の道路整備についても、アクセス道路の確保、渋滞の緩和ということを十分勘案された上で事業を進めてほしい、ぜひ。そういう願いを込めた請願書、これを議会として議会運営委員会に諮り、所管である都市産業常任委員会で審査をした結果採択をし、そしてまたきのうの本会議で、確かに多くの議論があり討論があり、採決の結果、議会の意思としてこの凍結を求める決議の内容ではなく、推進をしてほしいという議会の意思を決定させていただいて、その後議長は即日行政の方に送付をさせていただくという。きのう議会在議会の意思として市民の皆さん方の声を請願ということで、議会の意思としてそれを行政に届けた、こういう形をとらせていただきました。確かに、反対もありました。賛成もありました。採決の結果、手続上問題なく、この請願、今、議員のご説明があった提案理由とは全く逆の市民の声が推進をしてほしいと、こういうことを送付をさせていただいた。

当然、私はそのことをご提案いただいた議員初め、その採決にお加わりいただいた皆さん方はその事実をご存じなわけですから、私は当然これを取り下げられるのかなと、きょうはこう思って登庁してまいりました。また、決議ということであれば、議会の意思として、きのう推進をするということを送付をしたわけでございますので、よく議員がおっしゃる一定の経過を見て、やはり今ご指摘をいただいているようなことが懸念をされるというのであれば、一定の経過を見て決議を出されるということであれば、これは議論を進めるべき問題でもあろうかと思いますが、きのう推進をすると決めた議会が、全く、先ほど西井議員のお話しの中では中止をするということを行っているのではないとは言え凍結、推進をすると決めた議会が凍結という決議を、今議論をするということは、非常に私は不思議やなど、後ろでお聞きいただいている傍聴の皆さんも、非常に不思議なことをやってるなと思っていらっしゃる皆さん方も多いのではないかと思います、まずこの点についてご見解というかご所見

をお伺いさせていただきたい。以上でございます。

西川議長 阿古君。

阿古議員 この新道の駅建設事業の凍結議案を提出いたしましたのは、12月議会の議会運営委員会の前ですので、11月28日です。6名の連名をもちまして、正規の地方自治法にのっとった正規の手続で議案を提出しました。

私が逆に疑問に感じたのは、請願書をとられ始めた時期です。それが多分12月に入って何日か、4日あたりからですか、いっせいに、これはいろいろな意見があるんやろと思います。いろいろな各種団体の方、特に役員の方の方がどうも回られたような形跡を聞いてます。それは署名された方々からも聞いてます。せやから、なぜそんな署名をとられるのかというのがわからなくて、署名活動というか、ある種区長会の、あの区長の印鑑を押されてる部分が三十何名あったと思いますし、当然、商工会の役員の方もあったでしょうし、農業委員、営農組合関係の方もあったでしょうし、なぜその署名活動をされたのかが、非常に不思議でした。というのが、行政サイドは非常強く今回のこの道の駅を推進されているわけです。ですから、推進しているのに更に推進してくださいという請願書をあえて、この議案が提出された後に、そういう、僕は圧力があつたかないかはわかりませんよ。金融機関も入られたり、非常に不思議な請願書ではあつたように思いますけども、せやけども、なぜ推進されているのにそういう請願をあえて、この議案が提出された後に準備されたのかというのが、どなたが準備されたのか僕は非常に不思議でならなかった。今、請願書の部分にふれられたから言うてるだけです。僕は決してその部分にふれるつもりないんやけども、あえてふれられましたので。

せやから、何か恣意的というか意図的なものを感じるなというのがあります。

せやけど、議会に議員の権利として、議員の使命として議案を提出する、そのことについて、何ら問題はないし。せやから、請願書が上げられてきて、それを審議しました、それとは別に当然これは議員の6名が連名で出す議案ですから、そのことについて整合性はとれていると、私は思います。せやから、議案の審議の順番で、どっちが先やったからこれ取り下げますねんという話には絶対ならない。

片方は請願書です。こっち側にある方が正式な議員の、地方自治法となおかつ会議規則にのっとりやる、本来の議員としての義務やと思っておりますので。せやから、不思議な質問ですね。

以上です。

西川議長 朝岡君。

朝岡議員 ご答弁ありがとうございました。確かに、手続上は一切問題がない。これは私も十分理解をいたしておりますし、議員としての議決権に対してその意思を行使されるということは、私もこの後発議で議員提案をさせていただきますから、当然理解はいたしております。

ただ、内容が非常に真逆といいますか、推進をするということを決めたのに、翌日に凍結をするという決議を議会が審議をするということが、非常に不思議やなど。

今、議員の方から請願書のことをいろいろと、お気持ちをお伝えいただきましたが、提案

理由の説明とはずれてくるのでこれはやめますけれども、やはり先ほど来、西井議員の方からもご指摘があった、同じ決議の内容をそのまま住民の皆さんに、その裏にはさまざまな理由をつけてお配りになっているということを見られたご関係者の方が、非常に心配をされたというように私は思っておりますし、強くご関係者の方については、この道の駅を推進することにご尽力をいただいておりますので、そこに市民の代表の議員が6名もお名前を連ねてチラシをお配りになるということは、やっぱり非常にご心配をされて、いやいや私たちはしっかりと推進していきたいんやと、こういう思いを託された、私は請願だと思えます。

請願については、今の凍結をされる決議の提案理由からちょっとずれた質問だったことかもわかりませんが、ただやっていることが余りにも真逆なことをやっているのです、私は不思議やなとまずは思ったので、ご説明を求めたわけですが。

それでは、ご提案をされた理由を少しご見解を求めておきたいと思うわけですが、議員はこの新道の駅の建設事業の計画を凍結を求めるとのことの中のご説明では、合併した自治体がその後のまちづくりを発展をさせる目的とした事業に対し、新市の建設計画に沿った事業を円滑な執行となるために、依存の財源をより有利な起債を発行して、合併後10年間健全な財政運営のもと、その場所に居住する全ての方が公平に利益を受けるため、さまざまな公共事業を展開する。この財源として、提案理由にお示しをいただいております合併特例債を適用した多くの事業が実施をされているところでございますが、今、議員のご指摘では、その事業費が将来の本市の財政に悪影響が及ぶ、このようにご指摘をされているわけでございます。私としましては、現在まで議員は、議会で財政の推移ということを各会計年度における収支の報告等聞かれていますと思われるけれども、具体的にこの新市建設計画に掲げた事業の事業費が将来どのような悪影響になると、こうお考えでおられるのか、ご見解をお伺いしたいと、このように思います。

そして、特に道の駅の事業費が18億円かかるという、ここが非常に今後の財政に影響があるのではないかというような受け取り方をする掲載文のチラシもございましたが、この新しい新市建設計画の、合併時に策定した新市建設計画に基づいて推移されている事業、さまざまあると思いますが、この道の駅もその1つでございます。それを凍結をするということは、有利な地方債、また補助金が一定の期間を過ぎてしまうと活用できなくなってしまう、こういったことについて、では今後どのような施策を講じていくというふうな必要性があるのかということ、ぜひこの機会でございますのでご提言をいただきたいと、このように思うところでございます。

この2点、よろしく願いいたします。

西川議長 阿古君。

阿古議員 まず請願の部分に最初ふれられましたので、私が不思議やと言うたのは、この凍結の議案を提出した後に、たしかチラシが配布される前日ぐらいから請願をとられ始めたというのが、非常に不思議なタイミングですねと申し上げたんです。事業を市長が非常に推進をされている、その中で推進されてるんやから、ああいった請願なんか出てくるはずがないのに、あえ

てこの凍結議案が11月28日に提出されて以降にそういう請願を、ある種団体が主導されたような形でとられたというのは、非常に不思議ですねということを申し上げただけです。

それと、まず財政の話ですね。財政の話をしますと、昨日も話ししましたが、今、マスコミでもかなり、この平成の大合併についての分析というのはかなり進んできてます。その中で、来年度ぐらいから多分ピークを迎えるんです。平成の大合併の合併期日というのが決まっていたので、ほぼ今から葛城市が合併した後、翌年当たりがピークやったんです。全国で合併して。その中で、財政がかなり不安になってきてる、というのが実情やというような分析をされてきております。

それで、当初、合併特例債を使うということについては非常に慎重であるべきだというのが、2町が合併するに当たっての共通の認識やったと思うんです。あの当時小泉政権下でしたですね。片山プランというのが出てきて、三位一体の改革というか、出てきたわけで、そのうたい文句というのは地方自治の時代が来ます、地方の時代が来ます、ですから権限は委譲します、財源も移譲しますというのがうたい文句やったです。せやけども、現実を見ると、財源というのは地方において。

質問されているから、財政の問題にされてますから。

(発言する者あり)

西川議長 ちょっと休憩します。

休 憩 午前10時47分

再 開 午前10時48分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

阿古君。

阿古議員 ですから、合併特例債を使うということは、非常に、何と言うか、使うときは簡単なんです。打ち出の小づちですから、後で交付税算入されるという話なんやけども、あの当時片山プランというのは、要は交付税、それで国庫支出金を抑制しますということが本来の目的やったんです。というのが、国はあの当時でも800兆円の赤字を抱えてましたから、国が財政的に非常に厳しいであろう。そうした中で、地方自治体は基礎自治体として、市という要件をとりなさい、その中で行政を効率化していきなさいという、そういう意図が見え隠れしていた。その中で、葛城市が誕生していったと私は感じています。その中で言えるのは、合併特例債というのが果たして、確かに有利な起債なんです。事業費の95%を、それと70あるんですから、非常に有利な起債やねんけども、それもやはり保障も難しい部分がある。それと、それが15年間にわたって分割して返済していかんなあかん。

それで、この議論というのは、実は2年半前ぐらいにやってるんです。それで、行政サイドがいろいろな事業を新しく挙げておられる、その中で財政シミュレートはできていますかということ、1年間申し上げた経緯があります。その中で、なかなか出てこなかった。出てきたのが平成23年2月か1月やったと思います。そのシミュレートを見ると、非常に厳しい内容でした。そのことは一般質問でも言いましたし、理事者からの答弁もあつたけども、明確な答弁はなかったです。単年度をとりあえず黒字で過ごしていきたいという話やったん

です。そうすると、合併の本当の特例の優遇措置が切れた後の財政のシミュレートを見ると、年間で一般の、たしか建設費で5億円程度です。それと預金がほとんどないというシミュレートでしたね、あの当時で。それで、では年間5億円で何ができるんですかという話ですね。

せやから、そうした中で、それを考えると、やはり合併特例債を使っていく事業費は抑えるべきであるのではないかということを提言させていただいた記憶もあります。

ですけど、財政というのは生き物ですから、そのときそのときで変わっていくでしょうけども、大きな流れとしてはやはり変わっていかない。せやから、わずか4年間で、国の借金は800兆円から1,000兆円にふえました。来年度には消費税も上がるでしょうし、東日本大震災の所得の増税部分も出てきます。そういうことを考えると、ますます財政的には厳しくなっていく。市民の負担は、国民の負担はふえていくであろう。そうした中で、起債部分、合併特例債が限度いっぱいまで使って、それでさらに新クリーンセンターのことを考えると、一般の地方債までかまさないで、上乘せしていかないといけないという、それが果たして3万6,880人の市民に耐えられるか、この規模の自治体に耐えられるかという感覚です。それを考えると、やはり従前にあるものは従前にあるものを最大限に利用して、贅沢なものや新しいものはつくらないでいく方向が、私は正しいと思いますという発言も、実は過去にさせていただいています。

財政については非常に厳しいであろうというのは、多分行政サイドも共通の認識やと、私は感じてます。

それから、中止した後のその処理はということですね。

農業振興という部分については、やはり農業振興を私はしていただきたい。

西川議長 それは違うやろ。

阿古議員 いえいえ、3つ目の質問がそうですね、たしか。

西川議長 ちょっと休憩します。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前10時52分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

阿古君。

阿古議員 今おっしゃってたのは、新道の駅を凍結して、では、有利な事業をどうしていくんですかという話でしたね。せやからそのことについて言おうとしたんですけど、何でとめられたのかわからないんですけども。

農業振興とか商業振興という目的で、今回の新道の駅というのは、多分その大きな目的の1つですね。たしかそうですね。ですから、その部分については中止したからといって、葛城市にとって切り捨てる部分ではない。ほかの手法を見出すべきやと、私は考えてます。

有利な起債を使うというけども、実際にはその起債というのは返却していくわけですから、逆に使わなければその返却はないわけです。ですから、できるだけ事業費は抑えていくべきでしょう。18億円というのが、1万坪の事業が果たしてそれで市民の理解を得られているのかということ、なかなか問題が大きいのではないかと思いますし、例えば今おっしゃっている

あそこは、地域活性化に向くべき事業のエリアですよということですので、そのエリアでは何ができるのかということももう少し検討して、いろいろやっていけばいいんやと思います。それが、果たして18億円の事業になるのか、1億円、2億円の事業になるのか、それはわかりませんよ。わかりませんけども、合併の趣旨からすれば新道の駅ではなくて、ほかにもっと市民が、これやったら本当にいいよなと思えるような事業にかえていけばいい。合併特例債がありますから使いましょうというのは、これは先進の市が全部やって、それについて反省をしている現状ですので、それを考えると、必ずしも全額を使うこと、今の計画でしたらもう全額使い切ってしまうから、それが本当にいいのかどうかというのは、やはりこれから次の世代に負担をかけることですので、これは慎重に判断していくべきやと、議員の立場としては私は思っています。

以上です。

西川議長 朝岡君。

朝岡議員 ご詳細なご答弁をいただきました。まことにありがとうございます。

私は、財政のことを非常に懸念をいただいている提案理由のご説明がありましたので、財政に関して今までの経過を、私なりにご質問をさせていただいたわけでございます。

確かにおっしゃるように、この平成26年、27年で平成の大合併と言われているところはピークを迎えるわけですが、その中で本市においては非常に成功例であった合併であろうと、このように私は確信をしております。

議員は平成16年の旧當麻町議会議員として、この合併によるまちづくりを非常に評価をされて、合併後は今ご指摘の合併特例債という有利な地方債による事業が展開され、家庭においては預貯金を示す、いわゆるまちの財政調整基金、財政運営基金が、その合併による効果で増額される、増資をされるなど、合併に対してはこのたびご勇退をされた寺田前議長、また昨日、先ほども請願の話にふれましたが、請願の採択をされた多くの市民の願意を託された、この道の駅の推進事業の請願書を、紹介議員である下村議員など一緒になって、この合併の推進を果たされてこられたお一方であったと、私はこのように記憶をいたしております。であるならば、今おっしゃいましたようなことでこの事業が、私は、合併協議会でもご提案をされて、インターチェンジ付近にはこの好条件を利用して施設整備が必要やと、こういう協議会の中身も十分ご理解をいただいて、合併に資する事業の一環である、私はご認識をなされていたわけでございます。地域活性化のために託された施設整備である、私はこのようにご認識をなされていたはずではないかと、このように私は思っています。

今、さまざま、財政シミュレーションのお話しが出ましたが、では今、家庭の預貯金を示す運用状況はどのようになっているのか。これをご存じだろとは思いますが、今の体制になるまでの合併当初、平成16年から平成20年まで、これについてのその基金の運用状況は、基金を取り崩してまた積み上げて、会計年度ごとにさまざまな運用をして、4年間でこの基金は約18億円取り崩しをされています。しかし、平成21年度、今の現体制になってから昨年度の平成24年度まで、財政運営上の基金の運用の変遷はどうであったか。今申し上げたように、基金を取り崩して基金を積み上げて、このような相殺をして、平成24年度決算のべ

ースで、平成24年度の収支が終わった時点で24億円余りが積み上げられた。今、このような経過になっています。当然、たくさんの事業をしながらこの基金の運用が積み上げられているというのは、やはり国の有利な補助事業、その補助事業にはそれなりに行政当局がノミネートをして事業採択を受けて、そしてできる限り市民の皆さんの税金を少なくして国の有利な補助事業でものごとを展開していく。これはハード事業だけではないですよ。最たる例が、学校のICT、電子黒板やパソコンの教室のあの事業は、ほとんどの経費がその補助金で賄われた。こういうようなご苦勞をいただいて、この4年間で24億円。この18億円、道の駅とはいえ、その有利な事業採択をされて8億円の補助金を、今、獲得されている。

先ほどのお話しに戻りますが、では、今、平成24年度決算で収支が終わったところで、この葛城市の基金運用はどうなっているか。今、約42億円ですね、基金が残高で残っています。ちなみに平成17年度、合併当初はどうであったか。36億円余りでございます。今、約10年で42億円まで、その基金が積み上げられた。

私は、この結果は、議員が合併推進を推し進めてきた当時、示された基金がふえ、基金が増資されて、財政運営が健全に進められてきている、私はこのように評価をすべきではないかな、このように思います。確かに、平成24年6月に示された、今ご指摘があった財政計画上では、平成32年には基金が10億円程度に減少するというシミュレーションになっています。ただ、議員はご存じのとおり、今申し上げましたように、財政計画は各会計年度によって推移をしていくんです。今申し上げたとおり、平成24年度の決算ベースで基金は財政調整基金で約4億円も積み上げられてきている。こういう財政計画上では、非常に財政当局がご苦勞してその基金を積み上げた、こういうような収支になっているということは、その評価を見ても今後の公債費の推移は、当然、財政計画上非常に、私は健全な範囲で推移をするという判断をしていいのではないかと、このように私は思います。

それを、平成24年度6月のシミュレーションだけをとって、その策定の数値だけをとって今後の葛城市の財政を予測するような、不安材料だけを与える、このようなことを申し述べられるのは、やはり正確な情報をお伝えする議員の責務に欠けているのではないかなと、私はこのように思うところでございます。

この定例会には多くの傍聴の皆さん方初め、将来においても葛城市の現状行っている将来に必要な、重要やと、そしてまた今申し上げた合併による特例を受けている時期に効率的な財政運営のもと、しっかりと事業を執行するべきやと、こういうことを、私を初め多くの議員が判断をさせていただいております。このことを申し上げて、私の質疑を終わらせていただきます。

以上でございます。

西川議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決までを行います。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

朝岡君。

朝岡議員 発議第6号、地域活性化事業「新道の駅建設事業」計画の凍結を求める決議について、反対の立場で討論をさせていただきます。

既に本会議の一般質問でも理事者側から答弁をされているように、当該事業は起業面、新たな雇用の創出、地域の特産品の掘り起こし、ブランド商品の開発、農畜産物のマーケットサイクルの創出、観光面でのPR、集客など、旧両町民に大きな恩恵をもたらすものと、私は認識をさせていただいているところでございます。

新市建設計画の中でも、このように両旧町民が交流を図られた中で知恵を出し合い、夢と希望をはぐくんだ事業はあるのでしょうか。小・中学校の耐震補強工事、改修事業などに見られるよう、どちらかといえば合併特例債が活用できなくても、通常の起債を発行してでも進めなければならない事業が主である。私は、唯一旧両町民が知恵を出し合って交流ができ、新市に活力を持たせられる、多くの市民にとって恩恵をもたらす事業であると、非常に私自身この事業に対して興味が深く、関心を持って見守っています。

ぜひ成功して欲しい。議員の1人として、でき得る限り応援をしていきたいと思っています。

財政面から見れば、この事業にかかる経費、総事業費はおよそ18億円ではありますが、この財源の内訳は、先ほど来申し上げた国交省の補助金、2つの種類をうまく活用しながら約8億円、そしてまた新市建設計画の事業の位置づけの中での合併債を活用して約9億5,000万円といったように、18億円に占める特定財源の総額は17億5,000万円。ほとんどが特定財源でございます。いわゆる市の持ち出しの一般財源は残る5,000万円になっている、非常に特定財源に恵まれた事業であると伺っております。

もちろん、起債は借金と言われますように、この合併特例債は、ただの資金手当ての起債ではないわけでございます。後年度の起債の償還に対して交付税が算入し、その70%もある通常よりも非常に有利な起債であります。葛城市がその後15年かけて償還される返済額の7割が、交付税算入としてその歳入に跳ね返ってくるもので、実質の借金に対する市の持ち出し額は、理事者からの説明にあるように約3億円であると見込まれています。18億円のうち3億5,000万円だけという、この全てが市から持ち出す事業ではないわけでございます。非常に財源面から見ても特定財源に恵まれた事業であると、私は思っています。

この事業を初め、他の新市建設計画が入った中での財政計画が、理事者側から昨年6月に示されたわけでございます。これまでの旧両町の公債費対策といった面でも効果を奏し、シミュレーション上での財政指標、多くの事業を進める中での、特に公債費に係る財政指標について、今申し上げたような健全な範囲で推移が示された中、私は今しかない、このように、今この時期に新しい市民が、地域が、ともに活気づき、ともに恩恵を享受できる、喜びを分かち合える事業として、ぜひ進めていっていただきたい、このように願うところでございます。

山下市長が強く語られましたこの事業に対する思い、考え、それは我々議会としてもさま

ざま意見、議論を重ねてきて、ここまでこの地域活性化事業、今ここで凍結するなど到底私は理解ができないのでございます。詳細については確かに決まっていけないのも現実でございますが、多くの関係者の皆様方が一生懸命になって、今、計画を図っていただいているのも現実でございます。凍結ではなく、できるだけ早くその骨格としての、施設面や経営面での方向を集約をいただいて、周辺整備も含めて価値ある新市建設計画事業として、一日も早く多くの市民がその施設の恩恵に預かれるようなことを、強く要望いたしまして、本決議の私の反対の討論とさせていただきます。

以上でございます。

西川議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時10分

再 開 午前11時11分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに討論はありませんか。

吉村君。

吉村議員 ただいま上程の発議第6号、地域活性化事業「新道の駅建設事業」計画の凍結を求める決議に対して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

私は、新道の駅建設事業に関しましては、平成23年9月議会、また平成24年12月議会において山麓地域整備計画について、そして道の駅のアンケート結果を受けてと、2度にわたり一般質問させていただきました。その際には、議会で議決されたことと計画を実施する旨の答えが返ってきました。進めるのであれば、責任をもって計画的に進めるようお願いした経緯があります。ところが、1年経過しても一向に計画が明確に見えてきません。

そんな中、先般の市議会選挙での活動中、市民の方々から多くのご意見をいただきました。それは、新道の駅建設事業の見直しをとということでした。計画は見えてこない、當麻の道の駅をもっと有効活用しては、18億円かけてまた維持費は幾らかかるのか、責任は誰がとるのか。理由はさまざまですが、議会の多数が住民の多数ではないことを強く感じました。

先日の一般質問、また一昨日の都市産業常任委員会での討論にもありましたように、施設の規模や配置等いまだに決まっていません。施設の内容とともに、経営分析もまだ示されていない状況です。また、農産物の集荷や販売の見通しも不透明なまま、用地買収だけが70%まで進んでいるのが実態です。

最新の図面では、建物部分が1つ集約されているため、道の駅と公園とに分けられたように思われます。その中の道の駅部分においては、道の駅の定義でありますトイレ、休憩所、案内所、そして駐車場のみで、加工所、直売所、観光プラザの建築は認められていません。公園部分におきましても、公園附属建物として公園用地面積の2%の上限の広さでの建物しか認められていないのが実情です。そのような場所での加工所、直売所、観光プラザの建設は難しいのではないのでしょうか。

有利とはいえ、合併特例債も借金です。18億円もかけて行おうとする事業にしては、余りにも計画性に欠け、責任の所在さえいまだ未確定です。

ある推進派の方に、最終誰が責任をとるのでしょうかと尋ねましたら、答えは「上の人」でした。

先ほど請願の話が出ましたから、あえて言わせていただきますけれども、建設の推進をされておられる方、その方々は、どれだけこのような計画の実態を認知されてサインをされたのでしょうか。また、どれだけ覚悟で進めようとされておられるのでしょうか。

そして、最大の懸念は財政のことです。先ほども質疑の中で述べられていましたけれども、早くに合併した市で合併特例債を限度額いっぱいまで使って事業を展開し、借金返済等で市の財政を圧迫している例があります。当初、葛城市もそういったことにならないように、157億円での新市建設計画の事業が組み込まれました。その際、合併協議会では、既存の道の駅「當麻の家」がありますから、当然のことながら新道の駅建設は組み入れられていませんでした。ただ、今は学校給食センター建設事業や新道の駅建設事業などの追加で、200億円という限度額いっぱいまで膨れ上がっています。さらに、学校給食センター建設に当たり、東日本大震災の影響で資材の高騰ということで予算額を上回ること、新クリーンセンター建設事業でも大幅な予算の追加等が予測されるなど、さらなる財政への圧迫が心配されます。

国からの普通交付税も、平成27年度になりますと一本算定となり、5億円段階的に減額されます。収入面からいいますと、葛城市の有する大企業の業績悪化から、法人税等も大幅に減ってきています。もう一度財政計画をしっかりと見直し、本当に必要な事業は何かを見きわめるべきです。健全財政を確立し、葛城市の未来の子どもたちにつけを回さない、それが重要です。

いずれにしましても、真の民意はどこにあるのかを検証していただくことをお願いしまして、この事業の凍結に対する私の賛成討論とさせていただきます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

下村君。

下村議員 発議第6号、地域活性化事業「新道の駅建設事業」計画の凍結を求める決議につきまして、反対の立場で討論させていただきます。

道の駅の位置づけにつきましては、新市建設計画において、南阪奈道路のインターチェンジ周辺の好条件を利用し、自然環境との調和を図りながら、商工業、農業の振興、また活性化を目指し、地域産業や地域住民と連携、協力し、官民一体で地域活性化を推進するため、新たにその拠点施設の整備を行いますと位置づけられております。

また、平成18年に作成された山麓地域整備基本計画においては、本市産業の活性化を図るための地場産業振興ゾーンとしての拠点整備と位置づけられ、現在整備している道の駅はこれらの計画を進める上での事業手法として具体化しているものでございます。

また、道の駅構想に至るまでの経緯につきましては、市内の農業者、商工業者等が今直面している問題や、行政への要望などがタウンミーティングなどのさまざまな機会を通じて出され、その中で自分たちのものが販売できる直売所の設立の要望や、新たな販売所等の創設による商工業の活性化の要望等を具体化し、市の活性化に捧げていくための手法として考え

出されのが、道の駅構想となっているわけでございます。そしてこの道の駅構想は、新市建設計画における地域活性化事業の事業化を進めるための道の駅新設検討委託料として、平成22年度予算に計上され、検討委員会及び市民ワーキング会議を設置し、道の駅の基本計画が策定されているわけでございます。さらに、道の駅整備にかかわる進捗状況につきましても、事業用地につきましましては約70%もの用地買収が進み、また（仮称）道の駅かつらぎ設立準備会が立ち上がり、地域の方々が中心となって新会社等の設立に向け、運営等も視野にさまざまな検討が進められているとも聞いております。

以上のことから、現在進めている道の駅につきましましては、農産物などの販売、商工業者がチャレンジできる場の提供だけでなく、休耕地の解消、にぎわいの創出、新たな雇用を生むなどの葛城市の地域活性化を進める上で必要な事業であり、合併特例債が使える間に進めるべき事業であることを認め、反対の立場の討論といたします。

以上でございます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

岡本君。

岡本議員 今現在、発議6号で上程になっております地域活性化事業「新道の駅建設事業」計画の凍結を求める決議ということでございまして、今いろいろと質疑で議論をされました。私は賛成の立場でこの場所、あるいはその経過から討論をさせていただきたいというふうに思います。

新道の駅建設計画につきましましては、所管の委員会に報告されましたのが平成22年7月のワーキング会議が発足いたしました。地域活性化事業新道の駅建設計画、事業費、用地が1.2ヘクタール、10億円で、社会資本整備事業として国庫補助55%、残り合併特例債、これは借金ですけれども利用して建設する、こういう話があったわけでございます。平成23年3月、基本調査設計をコンサル会社に837万9,000円で発注した。こういう話を受けまして、この時点で場所はどこかということは決まっておりました。平成23年9月の所管委員会では、道の駅農産物加工施設、農産物直売所、観光プラザが併設された新道の駅の配置図が示されました。計画予定地は現在の場所になっておるわけでございます。私はこのときに、計画の場所は、平成18年に策定された都市計画マスタープランに位置づけされておる地場産業振興ゾーンであるということを申し上げました。この地域は合併後、商工会が南阪奈は中南和の玄関口、これにふさわしい施設として商工会館の建設あるいはホテル、セレモニーホールの誘致等の計画がされておりました。一方、行政側としては、平成18年には山麓地域の整備計画の中で、今はないですけども城周辺に貸し農園、クラインガルテンと花の里の計画があったわけございまして、大阪近郊から観光を兼ねて貸し農園を利用し、土に親しみながら自分で生産した野菜、また地域で生産された野菜とともに販売できる直売所を設けて、観光客の誘致を図る計画でありました。

また、現在計画されておる場所は、県道寺口・北花内線と県道御所・香芝線の交点であり、交差点であります。進入路の位置としてはふさわしくない旨指摘をいたしました。そこで、県道寺口・北花内線交差点部分を東側に迂回する回答がありました。しかし、結果は県と協

議した結果、迂回はできず現状どおりと、了解されなかった。この状態で出入り口とした場合、交通渋滞は避けられず、大きな事故にもつながりかねない事態が予想されます。

このような状態で、事業が当初用地が1.2ヘクタール、10億円から、用地が3.3ヘクタール、18億円と、事業が膨れ上がり進めようとしておられるわけでございます。また、平成23年10月に（仮称）株式会社新道の駅かつらぎ、発起人、商工会あるいは農政活性化推進協議会の代表者が連名で、新道の駅設立要望書が市に提出をされました。そのときの経営分析では、農産物の直売所、農産物の加工所、商工プラザ、レストラン等の年間売り上げが9億5,000万円と見込まれています。本当に、葛城市内で農産物の出荷が見込まれるのか、不安材料でございます。

こうした中で、ワーキング会議、地域活性化委員会で検討され、現在の場所が確定され、議会としては場所の審議がされないまま決まっていた、こういう経過でございます。

私は問題点として、出入り口の混雑の解消、施設規模や配置が二転三転しながらいまだに決まっていない、農産物の出荷や販売の見通しが不透明のまま、用地買収が進んでおります。先ほど吉村議員の話がありましたように、3.3ヘクタールのうちの70%が契約済みであると、12月4日の所管の委員会協議会で報告をされました。従前からの説明ですと、なかなか短期間で買収ができないという話があったのにもかかわらず、ここに来て短時間で用地買収が進んできた。私は懸念するのは、余りにも早く進んで、県との協議が綿密にされていないのではないかなというふうに思います。

そこで私は、自分の考えですけども、さっきも話出しましたけども、道の駅部分と公園部分に分けて買収されているのではないかな。もしそうであれば、公園用地で買収したということであれば、公園に対する附属建物しか建たない。また、上限も敷地面積の2%しかできない。こういうようなことであれば、本当に農産物の加工所あるいは直売所、観光プラザが建つのかなというふうに疑問にも思っております。

こうした中で、山麓地域の活性化を早急に進めなければならないということは、よく認識をいたしております。現在あります「當麻の家」、「アグリマート新庄」のことも考慮しながら、私は、平成18年に計画された山麓地域整備計画どおりに実施すべきではないかというふうに考えております。また、現在、JAならけんが中和幹線道路沿いに、耳成高校跡地ですけども、面積1.8ヘクタールの面積を利用して本年4月にオープンしたまほろばキッチン、予想は年間入場者100万人、年間売り上げ10億円ということで開設をされました。今現在、当初よりも予想が大きく下回っているというふうなことを聞いておるわけでございまして、葛城市の新道の駅につきましては、先ほど述べましたように、いまだに管理運営組織も構築されないまま、運営計画も示されていない現状であるわけでございまして、また私は今回の市議会議員選挙の期間中に、多くの市民から18億円もの多額の投資をして進められようとしている新道の駅の建設に反対してほしいという声も聞きました。このような中で、このまま事業を進めてよいのか。私は計画を基礎から見直すためにも、凍結をして再検討すべきというふうに考えるものであります。また、住民の多様なニーズをより適切に行政運営に反映するためにも、住民自治の観点から住民の意見もよく聞く方法も大事かなというふうに考えま

す。

以上で討論を終わります。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

増田君。

増田議員 ただいま上程されております発議第6号、地域活性化事業「新道の駅建設事業」計画の凍結を求める決議につきまして、反対の立場から討論を行います。

まず、新市建設計画事業として展開される各種の事業が、将来の葛城市の財政に悪影響を及ぼすといったことですが、単独の市町村での国の補助金のみでの事業を進めると、合併市町村が合併特例債を用いて事業を進めるのでは、どちらが有利であったかというのは、合併の議論の中で十分説明のあったことだというふうに思います。もしこの地域活性化事業「新道の駅建設事業」が合併特例債を使わず、補助金のみで行われる事業であれば、市の持ち出しも相当額あるわけですが、合併特例債を使うことで市の負担もかなり軽減できる効果があるわけです。

特例債は借金ですので、償還をする必要がございます。将来に返済する額も約3億ほどという見込みになり、将来に与える影響は決してないわけですが、他の新市建設計画事業と違うところは、これらの金額を使って生み出される市の経済効果向上にあります。

新クリーンセンターや給食センターは、老朽化による統廃合ということで、必要ではありますが建設しても直接経済効果の向上というのはあられません。しかしながら、地域活性化事業道の駅につきましては、経済効果を生み出すことの事業であると考えられます。

市内外、県内外に多数の方に対して、メディアを通じまして容易にその存在を知っていただくことができますので、市内の観光や買い物をしていただくことで、市民にも市にもメリットが生み出されるものでございます。

そのためには、より綿密な経営分析を行って、市民が賛同できる経営方針を早く打ち出していただきたいと願うところでございます。

次に、道の駅が市で2つになるということにつきましても疑問視されているわけですが、それぞれ特徴を生かした運営をしていただくことで、逆に相乗効果を上げることができるような施策も打ち出していただきたいというふうに考えてございます。

以上をもちまして、私の反対討論とさせていただきます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

吉武君。

吉武議員 私は、現在上程されております発議第6号、地域活性化事業「新道の駅建設事業」計画の凍結を求める決議について、賛成の立場から討論させていただきたいと思っております。

私はこの12月の定例会で新道の駅に関する事について尋ねました。そこでわかったことは、まず、新道の駅は市民からの要望があつてつくられるわけではないということ、計画されたわけではないということ。現在もともと最初から周辺地域や農業、商工業関係者が中心となり、地域や農業、産業の活性化という名目のために話しが進められ、道の駅という形の施設をつくることや場所、広さが決められたということ、しかし新道の駅の話が出てきて

2年たっても経営分析や施設の概要はできておらず、5年先の中期計画もできていない、10年、20年先のことに至っては全く考えてもいないというふうな答弁をいただきました。

先ほどから朝岡議員や下村議員や増田議員は、大きな恩恵やさまざまな効果が得られるとおっしゃっていましたが、何の計画もできていない中、そういったものがなぜ想像できるのかというのは、僕の力不足なのかできません。

そのような中、何もできていない中、用地買収が70%も終了しているということでした。とても葛城市民の、日本国民の大切な税金を18億円使ってやる事業のやり方とは思えませんでした。

先ほどから18億円のうち合併特例債が7割の95%の負担だということをよくおっしゃっていられますが、結局は税金なわけです。先ほどから反対の立場の方、推進した方がいいとおっしゃっておられる方たちは、国税は何ぼでも使える分は使ったらいいというような考え方のようですが、僕はやっぱり皆さんが必死に働いて、僕も含め納めた税金をそんなに簡単に使ってほしくないなという考えがあります。そういった一般質問の最後に、私は市長に道の駅が必要かどうか、ニーズ調査や事業の見直しや再検討をしてみたいかと、そういったことを求めましたが、行政は市民にニーズ調査をしなくても事業を行うことができるので、そういったことは考えてませんと、そのまま進めますと言われました。確かに、何をするにでもニーズ調査をしては大変ですし、前に進まないことも多々あると思います。しかし、今回の新道の駅については意見の分かれる、今の議会でもそうですけども、意見が分かれるところでありまして、市民の皆さんも大きな疑問を感じているところでありまして。

市民の皆さんのことを考えるのであれば、市民の皆さんの意見を聞く必要というのは、あるのではないのでしょうか。議会においてもチラシのミスプリに口を挟むよりも、行政のあり方に口を出すべきではないのでしょうか。

今回、このことがもし凍結されなければ、今後もこういった進め方でこういった事業が出てくるということです。例えば、誰かが葛城ドームを建てたいと言ったら建つでしょう。葛城陸上競技場を建ててほしいと言ったら建つでしょう。葛城ヒルズをつくりたいと言えど建つでしょう。葛城空港が欲しいと言ったら建つでしょう。だって、活性化するのなら建つでしょう。でも僕は、そういった活性化という名目のためでも何も計画が決まっていない中、こういった進め方がされるというのは非常に残念です。建ててほしい人にはそれでいいのかもしれませんが、私はそんな葛城市で、行政であってほしくないと思います。

以上のことから、私は凍結を求め、この議案に賛成します。

以上です。

西川議長 ほかに討論は。

内野君。

内野議員 ただいま上程されております発議第6号、地域活性化事業「新道の駅建設事業」計画の凍結を求める決議について、反対の立場から討論を行います。

道の駅については、休憩施設と地域振興施設が一体となった道路施設として、現在では全国で1,000を超える施設が整備されているところです。また、テレビで、雑誌等で、たびた

び取り上げられることから、自治体の情報発信基地として非常に有効な手段であると考えられております。

旧来の道の駅は単なる休憩所がある道路設備としたところが多いですが、最近の建設される道の駅について、売上高が20億円近くに達する施設が整備されています。

この道の駅については、地域活性化事業として検討が始まったわけですが、合併協議会の当時の議事録をホームページから確認してみると、南阪奈道路の開通に伴い、インターチェンジ周辺への人と物との大規模な流通が予想されることから、これを生かして農業を初め商工業の復興と活性化、文化財、観光資源の情報を広く発信し、地域住民と都市住民との交流を図り、また地域産業や地域住民と連携、協力し、官民一体となった取り組みを推進するための拠点としての施設整備を行うと書かれています。また、計画の概要としては、農業、商工業にかかわる地域住民の開催による販売コーナーや、環境面に配慮した不用品交換会やフリーマーケット等が開催できる多目的広場の設置、また地場産品や観光地、文化財の紹介のための展示コーナー及び視聴覚室、関係者のための会議室、研修室、管理事務所、駐車場等の設置を行いたいとも書かれておりました。

これは、道の駅における機能である、道路利用者のための休憩機能、道路利用者や地域の方々のための情報発信機能、そして道の駅をきっかけに、まちとまちとが手を結び、活力ある地域づくりをともに行うための地域の連携機能と一致しているわけであります。さらに、道の駅の中に設置を予定される農産物直売所において、販売される農産物については、本年3月に策定された食育推進計画における地産地消の取り組みの拠点とも考えられ、観光等の情報発信機能により市内外に葛城市を知ってもらうことができ、これに伴う観光客の増加や市内での消費行動等の経済効果は、道の駅以外の他の施設とは比較にならないと考えているわけでございます。

また、先に申し上げた販売高の大きい道の駅は、施設規模も大きいものが多いわけですが、これは集客力の問題が出てくるわけであります。とりわけ郊外の商業施設は、駐車場が十分にとれており、集客力が高い施設でないと経営が成り立たないと考えられます。まさに、道の駅に求められるものも同様で、規模の大きい道の駅ほど集客力は高まり、安定した経営につながるものと考えられるわけです。もちろん現在競合すると思われる道の駅、また大型直売所や今後建設を予定される同様の施設についての情報収集、戦略の構築は不可欠ではありますが、毎年度安定した収益を上げている道の駅、例えば私もよく利用させていただきますが、羽曳野市しらとりの郷や岸和田市愛彩ランドなどは、年間売上高が10億円を超えると聞いておりますが、どれも駐車場は広く、特徴のある魅力ある経営をされておられるかと思えます。

葛城市の新道の駅につきましても、他にはない独自性を打ち出し、集客力の高い経営方針を検討していただくことで、競合する他の施設とも十分にわたりあえるものとなるはずですよ。

現在受けている道の駅の整備推進の請願においても、これほどの多数の方の連名での意見でございます。市民のこの事業に対する期待の大きさの表れであると思えます。そのためには、道の駅の整備をとめることなく、個性的な経営方針、運営計画の策定に取り組んでいた

だくべきであると考えます。

以上をもちまして、私の反対討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

藤井本君。

藤井本議員 ただいまの地域活性化事業「新 道の駅建設事業」計画の凍結を求める決議に、賛成の立場から討論を始めます。

私は、自分の意見をまとめてないですけども、約6点に分けてその理由を述べていきたいと思えます。

今、全国に道の駅というのは、先ほど今、内野議員からありましたように、約1,000ある。これは、道の駅制度というのは平成5年から開始されて、今1,000になってる。しかし、平成20年ぐらいまでは、その需要とともに多くつくられてきたわけです。平成20年、21年ぐらいから、減りはしてないけども微増という形で、今1,000に来ていると、こういう現状であります。

平成5年からですから今でちょうど20年たって、道の駅に関しては、本なんかを読みますと、これから新しいステージに入っていくんだと、このように言われているところあります。

そういった文献を読みますと、年間を通じて多くの人々でにぎわう人気の道の駅が注目を集める一方で、利用者の減少に歯どめがかからず、設置者である市町村等の財政を圧迫するような道の駅も出てきている。また、ライバルとなる農産物直売所も全国的に増加しており、景気の後退が追い討ちをかけるなど、今後、道の駅を取り巻く環境は、ますます厳しさを増していくことが予想されるというのが、全国的な道の駅に関する、今現在の研究の概要というものであります。

私は、そういう中で道の駅をすぐさまやめなさいとは言いません。しかし、こういった厳しい環境が予想される、全国的にも予想されるという中で、先ほどから出ておりますように、本当に計画性に欠ける。収支バランス、こういったものが、これからやるんだと、こういう中で、本当に進める時期にあるのかどうか。今、求めてますように、凍結をしてもう一度練り直しをするということが必要な事業ではなかろうかというふうに思います。この全国の道の駅、取り巻く非常に厳しさというものがいわれている中での、新しい葛城市としての道の駅建設、そのことに関して私は、そういった全国的な厳しさという部分から、凍結をまず求めていかなければならないというふうに思っております。

続いて2つ目です。これは私自身も疑問に思っておるところなんですけども、道の駅を設置する場合に、2つの方法があるんだというふうに記載されています。国交省でも調べてきましたけども、市町村が単独で道の駅をつくる単独型というものと、それと、道路管理者、県道なら奈良県、国道なら国ということになるんですけども、これとが共同で道の駅をつくる、いわゆる一体型と、こういうふうに言われているものです。

国交省にも電話で確認をしました。地方整備局道路部、ここにも確認をしました。ほとんど今現在つくられている道の駅は、駐車場部分、これは国や県がやって、道の駅と言われる、

いわゆる建物を建てるような部分、こういったものを市町村に取り組んでもらっているのが現状です。

話は前後しますが、それでは、市町村が単独で行うこの単独型、道路管理者と市町村が一緒になって行う一体型と、これは皆さん方も、傍聴の方も聞いておわかりになるだろうと思います。誰が聞いたって、一体型でやる、国と葛城市、また県と葛城市になるかわからないけれども、道路管理者と一緒に。だから駐車場そのものは、例えば県なら県の所有になる。県が買収をしていく。国交省の今申し上げた地方整備局道路部にも確認すると、ほとんどのところはこの一体型で、国や市町村、県や市町村と一体となってやっていますよ、市町村の財政というのは厳しい折ですから、単独型というのはほとんどない状況にあります。これは、ここ数日の間に私がこういった機関と電話ですけれども話しをさせてもらいました。そこにルールはあるのかなのかということも尋ねますと、電話ですのでそんなに詳しい話はできませんでしたが、これは市町村の考え方次第だと。

では、葛城市は一体どんな考え方をもって国と折衝したのか。県と折衝したのか。1つのことをするのに、市単独ですのと、国と一緒にする、また県と一緒にする、誰が考えたってそっちを選ぶのが当然ではないですか。それが得られてなく進められている。合併特例債は有利やから、これには期限があるねん、早うせなあかんねん、私はこういったところも含めて、今、凍結しないと、最後に怒るのは葛城市民です。迷惑かけるのは葛城市民です。

全国的に一体型と単独型。昔は財政の豊かさもあったんでしょ、できたときは市町村で単独でやられていたところも多かったという話も聞きました。今現在、数だけでいうと約60%が道の駅、全国にある、先ほども言いましたけど1,000ある道の駅のうちの約60%が一体型。一体型というのは、共同でやった。単独型というのは約4割です。しかし、何遍も言いますが、最近はまだ財政上一体型がほとんどです。ここらをどのように考えたらええのか。一度、私は凍結をしてもう一度練り直す。これは必要であろうかというふうに考えます。

3つ目です。今申し上げたようなことも知識として、机上の空論ではあったらあかんと思って、私はこの議会が始まってから、始まる前も含めて、県内の道の駅等行ってまいりました。またそれを運営する市町村にも行ってまいりました。全部は行けてませんけども、宇陀市、また大淀町にもございます。平群町にも行って、この何年間かの売り上げ、今、下がってきてますねんと、こういうことの表までもらってまいりました。この道の駅を有する各市町村を回ってみますと、共通しておっしゃったのが、今、道の駅というのはそんなに簡単と違いますよ、建てる時はよろしいねん、最初はよろしいねん、しかし厳しいですよ、このようにことをおっしゃいました。

2つ目は、私はこの前に言いましたけども、つくられるときの費用、どれぐらいかかりましたかという話しをしているときに、私が行ったところだけかわからないですけども、駐車場部分は県にやってもらいました。やっぱりやってもらってる。一体型という形で取り組むのです。その市町村の単独事業でせず。だからそういう部分を、大宇陀等も確認をしておきました。道の駅を有する市町村なりと話しをしてみますと、奈良県道の駅連合会という会合があるらしいんです。ここでの内容というものを出示していただきました。葛城市

さん、「當麻の家」、頑張ってはりますやんか。奈良県でも何本かの指に入る売り上げも上げておられます。しかし、協議会のたびに奈良県でおっしゃってるのが、あそこはバリアフリー化をしたいんだ、こんなこともおっしゃってましたよ。駐車場が少ないんだということもおっしゃってましたよ。確かに、「當麻の家」は車をとめて買い物しようと思えば、またトイレを利用しようと思えば、階段を上っていくというところにあります。奈良県下のそういう、奈良県道の駅連合会、こういうところではこんな話さえできて、ほかの市町村から私にここはどうなってるんですかということもお聞きしているわけです。

言ったか言わないかわかりませんでしたけども、建てるのは楽かわからないけど、経営分析、これを5年、10年しっかりとしておかないと、本当にしんどいですよ。奈良県下にある道の駅で収支を大きく上げているところというのは本当に少ないですよというのが、共通した意見でした。農産物に非常に力を入れているとされる平群町の道の駅も、ここ3年は減ってます、売り上げについては減少していますという月別の売上表もいただくことができました。

こういった中で、私自身思いましたのは、やはり凍結ということにほかならないということでございます。

4つ目についてお話しをしたいと思います。この18億円が確かに先走りしているような気がします。この18億円というのは、道の駅の中で大きいのやろか小さいのやろか。これに私は注目をいたしました。ここに、平成24年、昨年3月に道の駅を拠点とした地域活性化の調査研究報告書というのを持っておるわけですが、アンケート方式で調べられたものがあります。アンケート方式になってますけども、道の駅の整備に係る総事業費についてということアンケートで求められてます。2億円未満、2億円から4億円、こういう、何億円かかりましたかというようなのを表であらわされてるんですけども、6億円未満で56%。10億円未満の事業費とされたところが74.5%、約75%。全国にある約3分の2の道の駅は、10億円未満で道の駅をやられている。もちろん、さっきのにもた戻りますけども、国や県と一体型ですればそういうことも可能であるかもわからない。今、葛城市では18億円と、これがクローズアップをされてます。18億円未満までいきますと、もう90%を超えて、91、92%。6億円未満だったら56%、そこからふえていって、18億円といくともう91%。上の方の高いところ、お金をかなり使っているところというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

この道の駅、費用のことについて、今、説明がへただったかわからないですけどもご理解いただけたと思います。10億円未満のところは3分の2なんだと、これだけでもご理解いただけたらいいと思います。

面積の問題です。今、その反対討論の中に、駐車場が広ければいい、このようなお話しもございました。道の駅の敷地面積に関するアンケート。葛城市の場合は、今、何平方メートルを考えているかということ、葛城市は3万3,000平方メートルの道の駅というものを考えているわけです。全国平均が幾らで、全国ではということですけども、50.5%、約50%の道の駅が1万平方メートル未満です。2万平方メートルになりますと、2万平方メートル未

満というところも入れますと77%。77%が2万平方メートル未満。そういった区割りの表になっておりますので説明がしにくいんですけども、葛城市の道の駅、今申し上げたように非常に大きな道の駅であるということがここでわかっていただけるかというふうに思います。

今申し上げたように、全国から比較しても、非常に総費用が高い、また全国でも珍しいぐらい大きなものを建てようとしているにもかかわらず、早く計画を出してもらいたいというふうな意見も出ているように、そのプランニングができ上がっていないというところも問題を指摘をしておきたいと、このように思っております。

5番目です。5番目はもう先ほど来からたくさんの方から収支の問題が出てまいりました。きのうでしたか、阿古議員から日本経済新聞に載ったというのもございました。日本経済新聞で、平成の大合併に取り組んだ地方の自治体が、多くの財政不安を訴えている。国が地方交付税の割増し配分を特例措置、合併算定替えが期限切れとなる自治体が2014年から急増するためだと、このように載っております。財政のことを深くふれていくと非常に時間がかかりますのでこの辺においておきますけども、この財政の問題、本当に真剣に考えないと、先ほどもあったように市が出されたシミュレーション、これだけが走っていくのはおかしいということもありましたけども、それならば何を信じてこのシミュレーションを出されているのか、我々は何を信じて市の財政というものを考えたらええのかといったときに、やはりそれしかないわけですから、そこを皆さん方に間違いのないようお願いしたいと思います。

最後になりましたけども、きのうも私同じことを言いました。進めていく中で、市民の皆さん方、まだまだ知らなすぎる部分がございます。一般質問の中でもこの新道の駅に対して、お2人の方の質問があったわけでございます。しかし、市長は、自分自身信念をもって進めていくんだと、先ほど吉武議員からありました、アンケートでもしたらというのも否定をされ、再度同じことばかり言いますけども、図書館に行かない人は事業に反対するんだ、こういうこともおっしゃられ、市民の皆さん方と進めていこうというその姿勢を、私はうかがえなかったというところでございます。

6点について、私は私なりに意見を述べさせていただきました。

最後にこの道の駅、費用対効果、コストパフォーマンスというものを、私は確立されていないと思います。この道の駅が葛城市にとって本当に必要なのか、その妥当性というものを市民と一緒に協議する時間、それが必要と思ひ、凍結を求めるこの議案への賛成討論といたします。

以上です。

西川議長 ほかに討論ありませんか。

白石君。

白石議員 発議第6号の地域活性化事業「新道の駅建設」事業の凍結を求める決議について、賛成の立場から討論を行います。

私は新庄町の時代からまちづくりにかかわり、また合併時につくられた新市の建設計画というまちづくりにかかわってまいりました。さらに、葛城市の新市の建設計画を具体化する山麓地域整備計画や総合計画づくりにもかかわる、そういう立場であったわけでありま

すので、この点の経過も踏まえながら討論に加わってまいりたい、このように思います。

新在家の道の駅ふたかみパーク當麻に続いて、南阪奈道路の葛城インターチェンジの南側、大字太田に建設されようとしている新市の新道の駅、先の市議会議員選挙では、葛城市に2つもの道の駅は必要なのか、道の駅をつくって誰が得をするのかなど、多くの市民から疑問の声が寄せられました。当然のことだと思います。

この新しい道の駅建設事業は、新市建設計画や山麓地域整備基本計画、地方自治法第2条第4項の規定に基づき議会が議決、決定をした葛城市総合計画、さらに都市計画法第18条の2の規定に基づいて策定された都市計画マスタープランには全くなかった事業であります。山麓地域整備基本計画は、合併前につくられた新市建設計画に基づいて、山麓地域の整備事業、地域活性化事業を具体化するために、平成17年11月10日に設置をされた市議会まちづくり特別委員会において、平成17年12月から平成20年2月にかけて6回にわたる議論の中で、平成18年3月に策定をされ、承認されたものであります。さらにこの計画は、平成18年10月に策定された葛城市総合計画、平成19年3月に策定された都市計画マスタープランにも盛り込まれ、着々と進められてきたのであります。

その山麓地域整備基本計画では、山麓地域南部をファームリゾートエリアとして位置づけられ、太田地域の地場産業振興ゾーン、寺口の地域においてはクラインガルテンと花の里、さらに平岡地域ではソバの花咲く里として、整備事業が予定をされていました。これは、山麓地域全体の活性化を目指す計画で、総事業費は10億円でありました。新道の駅の建設が予定されている地場産業振興ゾーンの敷地面積は1万8,000平方メートル、事業費は5億3,000万円でありました。

ところが、平成20年11月山下市政が誕生後の平成21年7月20日に、商工会会長や観光協会会長、区長会長、農業委員会会長などが参加する（仮称）道の駅計画検討委員会が立ち上げられ、さらに10月18日には市民公募のワーキング会議、商工会員だけの推進委員会や商工会員が半数を占める設立委員会を次々と立ち上げ、事業手法として新道の駅を選択、決定することで、18億円もの大事業へと転換をされてきたのであります。

そして、平成23年3月にはワーキング会議が新道の駅の設置場所を決定をし、さらに推進委員会や設立委員会によって施設の規模や内容、運営の方法、経営分析まで協議、決定されることとなっていたのであります。

この新道の駅事業が市議会に報告、説明されたのは平成23年10月25日の都市産業常任委員会でありました。このとき既に18億円の事業費、設置場所も決定され、国に対する補助申請まで行われていたのであります。市議会まちづくり特別委員会が2年以上かけて具体的な事業手法まで議論、承認をしてきた山麓地域整備基本計画、さらにこの計画を盛り込んだ葛城市総合計画や都市計画マスタープランを全く無視するやり方です。議会はただ追認するだけの役割、二元代表制など全く眼中にないやり方でありました。

驚いたことに、山麓地域整備基本計画のクラインガルテンと花の里やソバの花咲く里整備事業を切り捨てて、太田地域の地場産業振興ゾーンに18億円もの事業費をつぎ込む、この新道の駅建設事業を打ち出した検討委員会、事業計画策定の隠れみのにされてきたワーキング

会議、事業計画を具体的に推進をしてきた推進委員会や設立委員会の会議録、私はどうしてこのような事業に大転換をされたのか知りたいがために、開示請求をいたしました。ところが検討委員会、ワーキング会議、推進委員会、設立委員会の会議録も残されておらず、どのような議論であったのかという中身、どのようなプロセスで決定がされたのか全くわからないのであります。

更に驚くべきことは、新道の駅が設置される3万3,000平方メートルの敷地の中に、商工会が合併前の平成16年3月に購入し、9年間塩漬けになっている土地が、2,200平方メートル含まれている。ワーキング会議や設立委員会の委員の中にも、土地所有者が参画をしている。まさに、利害関係者が計画の立案にかかわり、施設の規模や内容、運営の方針や経営分析等の策定に深くかかわっているのであります。誰のための事業なのか。道の駅事業の正当性、透明性、適法性が厳しく問われなければなりません。

また、検討委員会やワーキング会議が切り捨てた寺口、中戸にまたがるクラインガルテンと花の里、整備事業が計画されていた地域です、ここは。これは、新庄町が30年も前から、南阪奈道路の建設により奈良県南部地域と大阪を結ぶ玄関口として、研究産業ゾーン、文化観光レクリエーションゾーンとして整備することを、総合計画や都市計画マスタープランに位置づけてきた地域であります。当然、この整備計画が合併前の新市建設計画に取り入れられ、山麓地域整備基本計画や総合計画、都市計画マスタープランに取り入れられ、具体化されることは、当然のことでありました。

ところが、その新庄町時代からの長年の懸案だった整備計画が、一部の団体や関係者のために切り捨てられたのであります。新道の駅建設事業は、先人たちのまちづくり計画や議会が承認、議決した諸計画をないがしろにし、切り捨てるものであり、これは認められません。しかも、平成21年7月10日に道の駅検討委員会が設置されてから4年間経過をしているにもかかわらず、いまだに施設の規模や内容、施設の配置が決まらず、運営方針も経営分析も決まっていないのであります。18億円もの市民の税金を投入する大事業にもかかわらず、こんなずさんなやり方は、私は見たことも聞いたこともありません。

事業を推進してきた人たちは、18億円の事業費は国からの交付金8億円、残りは有利な合併特例債で賄える、市の持ち出しは実質3億円程度で何の心配もない、どんどん行こう、こう考えている人たちがいます。とんでもないことです。市の財政問題は、1つの事業を捉えて、市の持ち出しや財源の内訳は葛城市の近い将来、遠い将来の財政を判断する材料にはなりません。今、葛城市の新市の建設計画事業は、新庄小学校附属幼稚園建替え事業、学校給食センター建設事業、新道の駅建設事業、これらが新たに追加され、その上に新クリーンセンター建設事業費が60億円を超える状況にあります。新市建設計画が大幅に変更され、拡大されています。事業費は、平成18年の157億円から200億円に膨らんでいるのであります。

この変更、追加された新市建設計画に基づいて策定をされた、平成21年度から平成32年度までの変更された財政計画を見てもみますと、借金の残高は平成26年には207億円に達します。毎年の借金の返済は、平成27度には16億円に増加をし、平成28年度以降は毎年19億円から20億円にもなってきます。通常年の7億円から8億円も増加をするわけであります。そこで

財政計画は、収支のバランスをとるために、平成27年度からは借金返済額の大幅な増加と段階的に減らされることを考慮して、支出面においては平成27年度から道路の新設や改良などの普通建設事業、通常の年、大体10億円を超える金額であります。2分の1以下の4億9,700万円に削減をしている。平成28年度以降も何と3億円、あるいは7億円と大幅に削減をしています。この3億円台の普通建設事業というのは、旧當麻町がゆうあいステーションを建設をし、借金の返済が始まった年に3億数千万円の普通建設事業でありました。それ以外は、10億円前後の普通建設事業が確保されていたのであります。

さらに、収入面では平成28年度から毎年4億円から7億円、これまで積み立ててきた基金を取り崩して収入を補う計画になっています。その結果、平成26年度までに積み立ててきた40億円に及ぶ積立金は、平成32年度には10億円程度に減ることとなっています。この上に、平成32年度からは、交付税が一本算定されて丸々5億円が減少することになるのであります。この財政計画を見れば、平成30年度以降の早い時期に、積立金が底をついてしまうということになるのであります。

1990年代に国は公共投資基本計画をつくって、10年間で430兆円の公共事業をやる、さらに村山政権のときに12年間で630兆円の公共事業をするという中で、国は毎年20兆円前後の地方単独事業を地方に押しつけてまいりました。これも合併特例債と同じように、充当率は95%、有利なものがありました。交付税の基準財政需要額に元利償還金の40%から50%算入をして、後年度に返ってくるという仕掛けでありました。これに地方が「補助金と一緒にや、使い」という形で、どんどんと借金を重ねて財政が破綻をする、そういう状況になった、これは上牧町や河合町や御所市や大和高田市や、近隣の市町村を見ても明らかであります。その上に、平成16年度からの小泉内閣の三位一体計画によって交付税が減らされて、葛城市も10億円も交付税が減額される、こういう事態に陥りました。こういうことを含めて財政問題を考えていかないと、これは葛城市の将来を見通すことができないわけであります。

今は幸いにして、麻生政権以来の地方財政対策や経済対策によって、その困難に陥った大和高田市や御所市や上牧町、河合町も実質収支黒字に転換しました。奈良県で初めてのことです。御所市も41年ぶりに実質収支が黒字に転換した。東川市長、一生懸命頑張ったけれども、何よりも大変だったのは、国の財政政策だ、もっと考えてもらわなきゃならない、このように言っているのであります。

私はこのような観点から、本道の駅建設事業の凍結を求める決議について賛成をし、これが決議されることを求めて、私の討論を終わります。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第6号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

西川議長 起立少数であります。よって、発議第6号は否決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午後0時20分

再 開 午後1時30分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第2、発議第7号、新聞の軽減税率を求める意見書を議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

12番、赤井佐太郎君。

赤井議員 ただいま上程を賜りました発議第7号、新聞の軽減税率を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

新聞販売店は、国民の知的インフラとしての新聞を毎朝届けることで、国力の維持に貢献しているという誇りを持ち、戸別宅配網を維持し、国民の政治的、社会的関心を喚起し続けることが使命と考えて、日々の仕事に取り組んでおられます。

ところが、政府は景気回復に向けて積極的に政策を展開しているものの、来年4月に予定されている消費税の増税によって、各家庭の経済的負担が増し、新聞の購読を中止する家庭がふえることを懸念いたします。これにより、新聞を読む国民の数の減少が進めば、社会への関心の低下等さまざまな影響が考えられ、格差の拡大や社会不安を招きかねません。また、新聞販売店の経営が大幅に悪化すれば、雇用にも悪影響を与え、世界に誇る新聞の戸別配達制度の堅持も危ぶまれます。

現在、多くの国でも品目別の複数税率が導入されており、新聞、書籍等には軽減税率を適用し、国民の活字知識の普及に貢献しております。

よって、政府におかれましては、消費税の増税に当たり複数税率を導入し、新聞への軽減税率の適用が実現されるよう、強く要望するものでございます。

説明は以上でございます。議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

西川議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第7号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第7号議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、発議第8号、葛城市議会委員会条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡議員 ただいま議題となっております発議第8号、葛城市議会委員会条例の一部を改正することについて、地方自治法第112条及び葛城市議会会議規則第14条第1項の規定により提出をさせていただきます、提案理由の説明を申し上げたい、このように思います。

このたびの一般選挙により、議員定数が削減となり、11月1日から新たに市民の皆様の厳粛な負託を受けた15名の議員で、今後4年間の議会活動をするところになったところがございます。ご勇退をされた先輩議員から託された多くの、引き継いだ議会改革を推し進めるとともに、今後、新市建設計画事業を初めとする各種の事務事業、また国からの法律改正に伴う条例の改廃等など、十分な審議を尽くすためには、15名の議員ができる限り効率的で効果的な議会運営をしていかなければならないと確信をいたしております。特に、常任委員会に付託される議決案件は、これからのまちづくりを左右する重要案件であり、任期以前の構成で条例定数6名から5名の定数で今後議論をすることが、果たして効果的な議論を展開することができるかと考えますと、いささか疑問に感じるところでございます。

前任期の皆様方で十分な議論をされて条例変更されたご努力、このことについては十分理解をいたしておりますが、県内類似団体の例を見ても定数15の議員で委員会審査が行われているところは、常任委員会を2つで構成し、定数をふやして審査をされておる状況でございます。

よって、新たな15名の議員でしっかりと、行政から課された事件について十分な質疑を行い、効率的な議会運営をしていくことが必要不可欠であります。そういったことから、委員会条例の改正をすべきと考えたところでございます。

しかし、改選後の議会改革特別委員会におきまして、委員会条例の改正について委員の各位の皆さんからさまざまな意見を拝聴いたしましたでしたが、結論に至ることはできませんでした。

このようなことを踏まえまして、議員各位にはご判断を託すこと、道義的においてはご不満なご意見も十分心得ておりますが、これからの委員会審査を活発な議論で多岐にわたり、所管をふやして多くの議員がその審査に加わることのできる状況をどうかご推察を願い、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、このように思っております。

内容につきましては、お手元にお配りいたしております議案を朗読をさせていただきます。

葛城市議会委員会条例の一部を改正する条例。葛城市議会委員会条例の一部を次のように改正する。第2条第2項第1号中の「総務文教常任委員会」を「総務建設常任委員会」に、「5人」を「8人」に改め、「総務部」の次に「産業観光部」、「都市整備部」を加え、「教育委員会」を削り、「固定資産評価審査委員会」の次に「農業委員会」を加え、同項第2号中、「生活福祉常任委員会」を「厚生文教常任委員会」に、「5人」を「7人」に改め、「保健福祉部」の次に「上下水道部」、「教育委員会」を加え、同項第3号を削る。附則といたしまし

て、この条例は公布の日から施行する。

以上、簡単でございますが、提案の理由とさせていただきます。議員各位皆様方にはなにとぞご賛同賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

以上でございます。

西川議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石君。

白石議員 ただいま提出者、朝岡議員から、発議第8号の葛城市議会委員会条例の一部を改正することについて、ご提案がありました。

朝岡議員が提案説明の中で申されましたように、本提案については、さきの議会改革特別委員会において議論をされ合意に至らなかったわけであります。そういう点も踏まえながら、私は改めて提出者に対して質疑を行ってまいりたいというふうに思います。

思い返してみると、定数の削減をする条例が制定をされ、それに引き続いて常任委員会の数あるいは委員の数、また議会運営委員会の定員の数を決めなければならない、こういうことになって、議会改革特別委員会の中で一定の時間、4回に及ぶ委員会を開催をして議論をしてきたところであります。

その議論の中身はいろいろありました。今、現行の委員会条例に明記されている3常任委員会、委員の数5ということが決められました。この提案者が一番多かったわけで、あと、2常任委員会、委員定数については7人及び8人という提案がありました。そして私は、3常任委員会、委員の数は6ということで提案をし、それぞれのメリットを議論をしたわけであります。しかし、その議論の中で、議会が合議機関であるということで、議論を尽くして皆がそれなりに納得できる結論を出そうということで進めてきたわけでありますけれども、私はその過程の中で、溝口委員長が提案された新たな15人の議会体制になったときに混乱のないように、今の時期に委員会の数及び委員数を決めること、そして、新たな15人の方が1年なり2年なり運営されて、そこでもう少し委員をふやした方がいいとか、そういうことになったときに変えればいいのかというふうに提案をされ、これらの委員長の提案を、異論があった私を含めて多数が3常任委員会、委員の数5人ということでありますので、一旦実施をして検証をして、その上で十分議論をして改めて委員会条例を定めればいいのかという形で合意形成をし、特別委員会では全会一致でありました。これが、本会議において委員長報告をされ、これまた6月の定例議会において全会一致で議決されたわけであります。

それが、改選後、12月の定例会前になって、当時の現職の議員が7人も少なくなった、あるいは新人が5人出てきた、これは非常事態であるというふうなことがあって、改めて議会改革特別委員会で議論をされる、そういう経過になったわけであります。

私はこの経過から照らして、実際に溝口委員長が本当に委員会をまとめるために提案をされた。1年、2年実施をして、それをもっともう少しふやしたらいいのではないかと、あ

るいは2つにしたらいいのではないかということをもって、私はここに合意に至っているというふうに思っているわけです。それが、実際に1年、2年どころか、もう12月議会に改正案が出てくるということは、どうしても納得がいきません。

そこで、提案者にお伺いをしたい。議会の議決権について、お伺いをしたい。議会の議決権というのは、議会の持つ権限の中でもっとも本質的、基本的なものであり、議会の存在目的からも第一に挙げられる権限である、このように私どもは理解をし、活動しています。

更に、もう一つお伺いしたいのは、議員の採決権についてであります。議員の権限については、議会の招集請求権や議案提案権、発言権がありますが、表決権は議員にとって最も重要な基本的権限であり、議会が市の意思決定機関として存在することからいって、その構成員である議員としての存在意義は、その表決権の行使1つに集約できるとも言える。まさに、議員としての存在意義は、この表決権の行使にあるんだというわけです。私たちは議会改革特別委員会あるいは本会議において、この最も大切な議会での議決権や議員の表決権に基づいて、全会一致をもって決定をしたということであります。このことについて、どのようにお受けとめになられているか、まずお伺いをしたいと思います。

さらに、経過の中でご紹介をいたしました。5月24日の議会改革特別委員会において、先ほど溝口委員長が申された新たな15人の方が1年、2年なり運営をされてその上で、もう少し議論を活発にするために、委員をふやしたりとかいろいろしてもらっていいと、変更を前提に新たな15人の議員体制になったときに混乱のないように心配をして、こういう提案をされているんです。

ところが、この12月定例会前あるいは入ってから、混乱のないように決めたものが、改めて委員会条例を改正するんだということで、混乱が起こったんです。これは、委員会の意思や溝口委員長の意思に反しているのではないのでしょうか。この点もお伺いをしておきたいと思えます。

それからもう一つは、朝岡議員はこの委員会の審査を効率的に活発にするために、多くの議員が入ってするのが目的なんだと、こういうことを提案理由の中で申されました。私は、客観的に言って2つの委員会にすることによって、所管事項がそれぞれ1の仕事をしていたとしたら3の仕事が、2委員会になれば1.5になるわけです。機械的にはそうはなりません。しかし、審査事項がふえることは間違いのない事実であります。

そして、審査する委員が2人から3人ふえるということになれば、これは当然、提案の時間あるいは質疑の時間あるいは討論の時間、多くの時間が必要となることは、これは客観的にわかるわけであります。このことが、本当に効率的で能率的な議論に、活発な議論につながるのかということが1つあります。

そしてもう一つは、委員会制度、委員会主義についてお伺いをしておきたいと思えます。

常任委員会の数や定員は、もともとは地方自治法において規定をされていた時代がありました。その目的は、議会の審議事項が拡大をし、複雑多岐となつてかつ分化、専門化することに至っている。本会議のみではこれらを十分かつ能率的、効率的に処理し得ないという状況が生まれたわけであります。このような状況に対処するために、委員会主義、委員会制度

が取り入れられてきたわけであります。この常任委員会主義、常任委員会制度の確立されなければならなかった過程、経過について、常任委員会の意義や役割について、どのようにお考えかお伺いをしておきたいと思ひます。

以上です。

西川議長 朝岡君。

朝岡議員 ただいまの提案理由の説明についての質疑につきまして、私なりの意見を述べさせていただきます。

まず、白石議員の方から、今回新しい改選で議会改革特別委員会の設置をされて、その中でさまざまな議論があったことを、また再びご披露いただいて、また私も白石議員が今おっしゃられたように、以前の、改選前の任期中にこの議会改革の特別委員会にも私も委員の1人として構成されておりました委員会に属しておりましたので、今いろいろとご披露いただいた内容については十分承知をいたしております。

まず、議会の議決権、表決権行使に当たってのさまざまなことにつきましては、十分私も理解をいたしておりますし、今回の改正理由にもあるように、先ほど白石議員がおっしゃられたように、その当時さまざまな先のことを考えて条例を変更し、条例の定数を議員削減をし、なおかつ削減をしたことによる委員の数また常任委員会の数もさまざまな議論のもとで現体制になったということは、十分理解をいたしております。その中で、先ほど来おっしゃられたように、今回私がご提案させていただいた市民の皆さんの厳粛な負託を受けた15名、改めて15人が選ばれた中で、旧来旧町のさまざまな歴史をしっかりとくみとめながら、議会活動をされていた先輩のご勇退をされた議員を初め7人の皆さん方が今この議場にいらっしやらないという、大変に葛城市が始まって以来のそういう議会体制になったということで、その中で今定例会でも補正予算が組まれてますように、既に一般会計は始まって以来185億円という総額の予算規模を今審査する、こういう段階で、さまざま常任委員会にその予算を執行するためのさまざまな事業の審査を十分な議論のもとで審査をすべきだと、こういうことが今我々15人に課されているわけでございます。

ですからそのことを考えますと、どうしても従来の6人で構成をされました常任委員会よりも既に1人減っているということは、当然これは前任期の皆さん方でお決めいただいたことで、私もそれにも加わっております。

しかしながら、15人が現体制で今進めなければならないさまざまな事業に対して、本当に、今申し上げているように、1人減った委員会構成で十分な審議ができるのか、こういうことを考えますと、賛同いただいた議員を初め、やはりそれは、議員の今おっしゃられたような議員の提案権をしっかり行使して一定の手続を踏んだ上で改正をすべきではないか、さらに1年、2年の検証期間というのは、当然、当時の委員長がご提案されたことも私は十分理解をいたしておりますけれども、しかしながら事業が山積する中、そしてまた合併を迎えて10年というこの節目の大事な期間にその検証期間をとることよりも、今、改めて市民の負託を受けた15人でもう一度議会の議論ができる環境整備を、大事な常任委員会の環境整備をすることがまず我々の役割のスタートではないかと、こういう思いでございます。手続上では議

会の行使権をしっかりと、議会の提案権を議員の提案権をしっかりと行使して、その採決権や表決権をしっかりと認識した上で、このたびのご提案をさせていただいたところでもあります。確かに、議会改革特別委員会では一定の結論がでなかった。これは事実でございます。しかし、本会議冒頭、閉会中の審査の中で委員長報告にも述べられましたように、一定の結論が出ませんけれども、その後についての判断は議員の判断にゆだねると、こういう委員長報告がありましたとおりでございます。私はそういう意味から、今回の提案に至った経過でございます。

ですから、今申し上げましたことは、委員長の意思についても十分把握をした上で、今、白石議員がおっしゃられました非常事態という意味は、何も新しい人が5人加わってきたからという意味ではなくて、大先輩がさまざま、旧町時代から積み上げられてきた歴史を、7名という先輩方のご勇退されたこと自体が、私は始まって以来の非常事態であるというような意味で、それであればその非常事態をカバーする上からも、所管をふやして十分半数に及ぶような議員のさまざまな意見を議論ができる、そういう2つの委員会にし定数をふやすことが、これは委員長の意思をまたしっかりと引き継いでいかせていただける、そういう委員会の変更の判断をさせていただいたと、私はこのように思うところでございます。

常任委員会の制度、これにつきましては、今いろいろと委員会主義、また地方自治の関係等をお示しをいただきましたが、私も私なりにお調べをさせていただきました。やはり、全国的にも定数が少ないまちについては、さまざまな提議が求められておるわけでございますが、その内容においても6名以上での委員会質疑については望ましいと、このような表現もされております。事実上、私どもの調べによりましたら、今、15名の定数で委員会構成をされおるところが17団体あるわけでございます。そのうち、県内の2団体を含め13団体について、ここは常任委員会の数は2つで構成されて、7人、8人、このような形で条例定数をお決めになっている。そういう実態から見ても、委員会の意義において、今2つの常任委員会に変更することが、我々15人に課された一番最初の、しっかりと常任委員会ですまざまな事件を審査する、その場の環境整備が必要ではないかと、このような思いから今回の条例変更に至った次第でございます。

お答えになったかどうかわかりませんが、以上、ご答弁とさせていただきます。

西川議長 白石君。

白石議員 提案者からご答弁をいただきました。議会の議決権、議員の表決権ということに対する認識は十分持たれている、あるいは溝口委員長の特別委員会を合議機関としてまとめるための提案の意味についても、理解をされている、こういうことであります。

ところが、実際にはこの議決権、あるいは表決権そのものが、私は条例そのものが検証されないまま改正をされる、これは、本当に議会を運営をしていく上で、本当にいいのかどうかということを私は思っています。議会は、これは合議機関であるとともに意思決定機関です。市民の住民サービスにかかわること、予算や条例の制定について最終的な決定をします。それは、議会の議員だけではなくて、一旦決定されれば住民の皆さん自身を束縛することになるのであります。そのことをもって議会の議決権の重要性、議員が1人1人に与えられた

表決権の重要性、このことを私は言っているのであります。議会として一旦意思決定したものが、検証されないまま多数の議員の意見によって改正をされるということは、私は民主的な議会の運営ということにとって、決してプラスにはならないというふうに思うわけであり、ます。

常任委員会の制度の問題については、これは議会制度が実施される中で、行政の事務、いわゆる議事機関としての仕事がどんどんとふえてきて、本会議主義で20人、18人、16人で議論することは、これは大変非効率だという形で、審議事項の拡大や複雑多岐になる状況、分化、専門化される状況に対応するためにできたものであります。確かにこの間の定数削減、異常なものがあります。委員会制度そのもの、委員会主義そのものが成り立たない、そういう状況になってきている。そのあらわれが、この2常任委員会の改めての提案というふうに思います。本会議主義に回帰してきている。本会議主義というのは、これはこれで全員で議論するわけですから、法律的な問題は何かない。しかし、委員会主義のその趣旨、目的そのものが形骸化をされる方向になってきている。私はそういう意味で、やはり3常任委員会、そして5人ではなく6人の常任委員の数で、今、朝岡議員が言われた合併10年の大切な時期、新市の建設事業をやり上げなければならない大切な時期、そういう時期にこういう体制でこそ応えられる。そのことが議案審議の効率的、能率的な審議を保証するものになるのではないかと、私はこのように思って、そういう提案もいたしました。しかし、残念ながら、少数によって取り上げられなかったわけであり、ます。私はこの提案が、そういう意味では、まさに委員会主義、委員会制度そのものの形骸化に走り、本会議制度に回帰をしている案である。私はそういう点は下げるべきだというふうに思っております。

これをもって私の質疑を終わっておきたい。

西川議長 ほかに質疑ありませんか。

藤井本君。

藤井本議員 これは、今年の6月に決められたものを、改めて改正しようというものであります。

小学生に例えると、夏休み前に決めたものを冬休み前に変えてしまう、こういうことでもあります。

朝からの審議の中で、言葉をそのまま借りるならば、私にとっては不思議な議案やなど。

お聞きしたいのは、そういった私なりの趣旨、思いを持ちながら、今、説明を受けていますと、十分な審議をするためにこういう改正を出しているんだということを、十分に審議しないで決めてしまおうというのが私なりの考え方です。

ここで質問をさせていただきたいんですけども、それでは先ほど提案者の方から説明がございました。15人の定数のところはほとんどが2常任委員会ですよというような説明もございました。合併して葛城市が誕生して10周年を迎える大事なときですよ。このことは、今になって決まったことではなく、6月に決定されたときに、審議をされているときにもうそれはわかったことで、これを織り込んでお話しをされていただろうと思います。

何を言いたいかという、私らにとって、このときに議論に参加してない者にとっては、2委員会に決めておいていただけたらそれでいいし、このときに3委員会ということを引き

っと決められた、こういう経緯があるわけです。そこから、例えばこのときの審議に瑕疵があった、過失があったと言われれば、ああそうですかと私は素直に納得をさせていただきます。しかし、今のお話を聞いていると、このときは先輩方に、十分ご苦勞をかけて審議をいただいた方に敬意を表する、こういう言葉があって、7人の議員が勇退をされた。そしてそれからそのときと、さっきも言いましたけど、失礼やったらごめんなさい、夏休み前と冬休み前、この期間の間に何が変わったのかというと、選挙があって15人になった、メンバーが変わった、顔ぶれが変わった。それを見てから、3常任委員会では審議というものが十分な審議ができない、2つの常任委員会にしたらい、こういうことで、私も審議に入っていない者はある一種責任も感じながら、どうなってるのか、こんな思いにふけるわけです。何がそのときと今と変わったのか。そこさえ教えていただければ、私はそれで納得するつもりです。

以上です。

西川議長 朝岡君。

朝岡議員 提案理由の説明につきまして、藤井本議員の方から質疑がございましたので、私なりにお答えになるかどうかわかりませんが、意見を述べさせていただきたいと思います。

6月に決まった内容が、本定例会に改正案として出されることが不思議な議案であると、こういうふうなご指摘でございました。十分な審査をしたのかと、こういうことでございますが、本定例会の臨時会で、11月7日でございましたか臨時会が開催されて、新たな役員改選が行われてすぐに、議会運営委員会の席上でこの件について議会改革特別委員会を設置してほしいと、こういう内容を申し上げてご理解をいただき、皆様方の同意を得て議会改革特別委員会がどの特別委員会よりも早く設置をされて、その委員長と副委員長とのご判断のもとで、この間の質疑は既に3回させていただきました。この中でも、先ほど来お示しをいただいたように、活発な議論と審査をさせていただきました。一定の方向性を出せていれば一番よかったわけでございますが、議論が白熱いたしまして、これ以上議論を重ねても1つの方向性には至らないという正副委員長のご判断で、先ほど来申し上げましたように、その後については議員の提案権等を行って、しっかりと改正すべきものはご判断いただきたい、こういうような形でございますので、私は十分に15名から代表を受けた8名の議会改革特別委員会で十分審査をした上で、その結論を得てこのような、今、改正案を提出をさせていただいている、このように私は思っています。

何が変わったのか。やはり私は、先ほど来申し上げているように、6月の時点では、私自身の見解かもわかりませんが、先ほど来申し上げた旧町の歴史をご存じのさまざまな、今まで培われた行政経験を生かした先輩方が7人も入れかわったことが、私としては葛城市始めて以来のことではないかということが、最大、今回の提案理由の中の1つでもあります。今申し上げましたように、これはいきなり変わったわけではありませんが、葛城市が始まって以来といいますか、葛城市が今、課されている185億円という予算規模を集中的に審査をするに当たって、3つの常任委員会では質疑が審査の不十分な体制づくりではないかということ、もう一度提案を賛成をさせていただいている議員らと相談した上で、2つの委員会にすべきではないかという結論に至ったところでございます。

お答えになったかどうかわかりませんが、答弁とさせていただきます。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 ありがとうございます。

お答えを聞きながら、意図される場所は、一定理解もしています。しかし、先ほどからもありますように、これはもう討論で言うべきことかわからないですけども、何かの変化があつて急に変わる、これがやはり確認しなければならない、検証しなければならないことであらうと。条例が半年もしない間に変わってしまうということですから、市民に説明責任を果たさなければならない。今お話しを聞いていると、何が変わったのかという中で、歴史をよくご存じの先輩方の7人の引退というものがあった。5人の新人の方が来られた。私はどっちに入っているのか、どういうふうにお考えをいただいているのかはわかりませんが、そういったことで、新しいとわからない部分が、歴史を含めてわからない部分が多いやろと。せやから2つにして、先輩方、2期目、3期目、4期目、何期目、6期目までおられるのか、その方が先導して委員会というものを引っ張って葛城市のために議論しなければならない、そういうふうに理解をさせてもらってよろしいか。

西川議長 朝岡君。

朝岡議員 ご理解の仕方はいろいろ議員の皆さんの考え方によりますから、私自身は今3つの常任委員会で分散して審査をするよりも、集中的に7人と8人という半数に近い議員が一定の事件についてよりよい、効果的に議論を交わしながら、先ほど来おっしゃってる住民サービスの向上の重要性をしっかりと意識をした上で、任期の期数の長い方もこのたび新たに負託を受けた皆さん方もともに、多くの議員がその審査に加わることが望ましいと、私はそのように理解をさせていただいて、提案をさせていただいております。

以上でございます。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 言いつ放しで終わりますけれども、私は若干考え方が違います。これは市民の方からよく言われるんですけど、今年、今回の選挙で新人の方5人に期待をしている。こういう思い。何か新しいことをやってくれるだろうと、新しい意見を吹き込んでくれるだろうという期待の意見というのをよく聞きます。だから、あえてそういう、なかなかわかれへんやろというよりも、新鮮な意見を持ってきていただいているということで重要視をされている、また注目されている市民の方が多いということを言って、質疑を終わります。

西川議長 暫時休憩します。

休 憩 午後2時18分

再 開 午前2時19分

西川議長 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決までを行います。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

白石君。

白石議員 発議第8号、葛城市議会委員会条例の一部を改正することについて、反対の立場から討論を行います。

現在の委員会条例は、先の議員定数の改定に伴い、議会改革特別委員会において常任委員の数及び委員定数等の構成について4回にわたり審査をし、3常任委員会、5委員とすることを決定をし、本年の6月の定例会において全会一致で議決されたものであります。つまり、議会の一番大事な権限である議決権、議員の一番大事である表決権を行使をし、全会一致をもって葛城市議会の機関の意思を決定をし、常任委員会の構成を決めたわけであります。

それが、12月議会になって、検証もされないままに、改めて2常任委員会、7または8の委員定数で改正をしようということであります。

私は、この2つの権限をもって議会として意思決定をしたということに対して、単なる議会の委員会構成という問題ではなくて、議会の合議機関としての、あるいは意思決定機関としての議会の責務や議員の良識や民主的な議会の運営のあり方、こういうものが問われているというふうに考えています。このことからして、私は容認できないものであります。

更に納得できないのは、5月24日の議会改革特別委員会において、溝口委員長は新たな15人の方が1年、2年なり運営をされて、その上でもう少し議論を活発にするために委員をふやした方がよいと、こう変更されることも前提にして、委員会の合意形成を図るための提案をしたのであります。それは、委員長が新たな15人の議会体制になったときに混乱のないように、スムーズな議会運営ができることを願うための準備です。こういう言葉からも、委員長の合意形成に対する真摯な態度があらわれているというふうに思います。

私たちが3常任委員会、とりわけ5常任委員については、異論を申し上げました。しかし、こういう委員長の真摯な合議機関としての合意形成を図るという提案に対して応えなければならないということで、2常任委員会を主張した人も6人の常任委員の提案をした私も、それでは全会一致でこれを提案するようにしましょうということになったわけであります。

しかし、現実には溝口委員長が心配されていたようなことが起こり、混乱が起こり、スムーズな議会運営に支障を来している状況になっているわけであります。

私は、みずから決めたことはしっかりと検証して、そしてその上でよりよい議会構成を決めていくべきだと思っています。そういう点からも賛同できないものであります。

また、常任委員会制度の趣旨からしても、問題だと考えています。常任委員会制度が設けられてきたことは、先ほども申しました。地方自治体の行政が拡大をし、複雑多岐となって、分化、専門化によって本会議だけでは十分かつ能率、効率的に処理できなくなってきた、こういう状況に対処するためにできたものであります。旧當麻町では定数15で3常任委員会、5常任委員で十分その機能を果たしてまいったと聞いております。それは、この常任委員会制度、常任委員会主義の役割、目的をしっかりと捉えて、審査に臨んでいたからだだと確信をいたします。委員会が2つになることによって、所管事項が客観的に1.5倍になり、その分

審議案件が増加をします。増加をすれば当然時間がかかります。その上に委員が7人、8人になれば2人、3人増加をし、質疑、答弁の時間が多くかかることは目に見えています。現行の3常任委員会、5常任委員、これよりすぐれている、審査事項を能率的、効果的に処理し、その役割が効果的に発揮されるとは思えません。現行の委員会構成あるいは私が提案をしてきた3常任委員会、6委員の方がより能率的、効率的にその役割を果たすことができるものと確信をしています。

確かに、行政側からすれば、委員会が1つ減ることによってその分日数、時間が大幅に少なくなり、時間的にも能率的、効率的になると言えるかも知れません。いずれにしても、2委員会制の提案は委員会制度のその目的、役割に照らして、この制度が設けられた経緯に照らして、委員会制度の限界を越える、そういう提案ではないのか。まさに本会議主義への回帰と言えると考えます。

以上の理由をもって、本委員会条例の改正について反対をいたします。

以上です。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

下村君。

下村議員 発議第8号、葛城市議会委員会条例の一部を改正することについて、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この条例改正につきましては、約7カ月前の5月9日、24日、6月5日の議会改革特別委員会で審議され、その中で、常任委員会は今までどおりの3委員会、委員会定数は5名と決定し、私も当時は賛成の立場で意見を述べたことは鮮明に記憶をいたしております。

しかし、一昨日の都市産業常任委員会での審査内容でもわかりますように、(仮称)道の駅かつらぎに関する審査を5名の委員ですることが本当に望ましいかと、私は疑問を感じたところでありました。

今後、都市産業常任委員会だけではなく、他の委員会でも大きな事業の審査が予想されております。特別委員会も、現在4委員会でございますが、特別委員会の数を半減する可能性もある中で、どうすればよいか考えたとき、常任委員会を2委員会とし、委員会名称も総務建設常任委員会と改め、定数を8名に、また厚生文教常任委員会と名称を改め、定数を7名にすれば、委員会付託される数、審議される数はふえるものの、各委員の方々のいろいろな意見が拝聴でき、今まで以上の議論ができると確信し、ただいま提案されております葛城市議会委員会条例の一部を改正することについての賛成討論とさせていただきます。

以上でございます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

吉村君。

吉村議員 ただいま上程の発議第8号、葛城市議会委員会条例の一部を改正することについて、反対の立場で討論させていただきます。

3つの常任委員会を、総務建設常任委員会、そして厚生文教常任委員会の2常任委員会に改めるという発議ですが、現況の3常任委員会で進めるということに対しましては、今回の

選挙において定数減の15名になること、また新人候補が新たに議員として加わるであろうこと等いろいろな場面を想定し、また類似団体の例も含め、何度も開催された議会改革特別委員会において委員の皆さんが議論されてきたことでもあります。その結果、3委員会を進めるという結論を見出されたわけですが、それをいきなりの2委員会ということに對しましては、納得できません。

今まで何時間も割いて議論してきたことは、何だったのでしょうか。少なくとも1年間はその結論を受けて3委員会で行い、その結果不都合が出た際にはまた議会改革特別委員会に諮り検討すべきであると考えます。

また、先ほど旧町の歴史のわかる7名の議員が勇退したことが非常事態であるというふうにも、提案提出者の朝岡議員がおっしゃってましたけれども、それはとりもなおさず新人議員がたくさん議会に加わられたということになります。新人であれ、選挙で市民の負託を受け、市議会議員となられたのですから、15分の1として議員の役割を果たすべきで、新人だから何もわからないということは、新人議員に対しても失礼な話です。新人だからこそわかる、見えてくることもあるというふうに思います。

議会が始まりまして、当選してすぐに議長選がありました。新人だからわからない、だから参加しないは通らない話で、みずから判断し、みずから結論を見出されたわけです。議員となられた以上、そういった認識、そして覚悟のもとで仕事をするべきであると考えます。

いずれにしても、先ほど言いましたように、とりあえずは最低1年間運営し、検証すべきであると考えます。

以上を踏まえ、2常任委員会が進められるという発議に対する私の反対の討論とさせていただきます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

赤井君。

赤井議員 ただいま上程されました発議第8号、葛城市議会委員会条例の一部を改正することについて、賛成の立場から討論させていただきます。

このたびの改選で議員定数が18名から15名と3名の削減となり、11月1日より、市民から負託を受けた新たな15名の議員で今後4年間行政から提案されてくる多くの事業や条例等を審議し、行政サービスが市民にとってより向上するよう議論を尽くす重要性が求められているところであります。

そのような中で、定数が削減し、従前の議席数より審議が不足することのないよう、効率的な議会運営が必要であり、議会改革による定数削減案を慎重にご審議いただいた先輩議員の期待に沿うためにも、効果的な議会改革を今後も進めることが責務であります。

その一歩である本条例の改正については早急な判断が必要であり、今、新市建設計画に基づく多くの事業が実施されている中であって、より多くの議員が審査に加わり、以前の定数より増員となる条例改正に加え、所管を編成がえすることで2つの委員会にて重要案件が十分な議論ができる環境整備に改変する本改正案については、理解するものであります。

前任期の議会改革特別委員会で、十分な質疑と議論の末、条例変更に至った経緯は認識い

たしており、当時の委員長を初め委員各位の尽力に心から敬意を表すところでございます。提案理由に述べられたように、市民の負託を受けた新たな15名の議員で十分な審議をする上において、本定例会におきまして委員会条例を改正し、本上程議案に定める改正を行うことの重要性を認識させていただいたところであります。

手続上の不備もなく、今後の議会運営に際しても、新たな15名の議員が活発な議論を展開できる改正案として理解できるものであることとし、賛成討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

藤井本君。

藤井本議員 今、討論を聞いてますと、私にとりましても先輩議員が賛成討論をされてます。私、大変失礼な言い方かわからないですけど、今おっしゃってること、それであるならば6月のときにちゃんと決めておいていただいて、その考え方は決して間違っているというふうにも思いません。しかし、今はそのときに決まったものを変更しようと、こういう議案であります。だから私は、そういうことを前置きしながら反対討論をさせていただきます。

問題は2つあるかと思えます。先ほど質疑の中でも言いましたけども、6月議会で決まったことが12月で変更される、撤回されて変わっていく。先ほどからもほかの議員からもありましたように、やはり検証する部分、実施して検証しなければならない一定の期間というものをおかなければならないというふうに思えます。先ほど小学生の、私は例も出しました。小学生だって不思議に思うのではないのでしょうか。1学期に決めたことが2学期になったら変わるんや。これはどの世界に行っても、私は問題だというのが1つあります。

もう1点の問題点は、この改正というのは、先ほどからずっと出てますように、葛城市が合併して10周年、誕生して10周年の大切な時期というのはよくわかります。当然のことです。そのために、十分な審議をしようという環境づくりを、十分な審議を本当にされているのか。表現が下手ですが、3年、4年かけて定数と委員会の数というのを、長い時間をかけて、葛城市の将来を見越して定数を15人にしましょう、常任委員会を3つにしましょうというのを、約3年かけて、当初私もいましたから、やってきた。ここへ来て、決めたものをより十分な審議をしようということ、ごく簡単に審議しないで決めていく。私はこのやり方は、今後こういうことのないようにということをお願いながら、私はこれはやり方として間違っているというふうに思っておりますから、今後このようなことなく十分な審議をして、一旦決まった条例は変わることはないように、そのときそのときに一生懸命審議をすることが大切やということをお願い添えて、今後このようなことがないということをお願いをして、反対討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

西井君。

西井議員 ただいま上程されました発議第8号、葛城市議会委員会条例の一部を改正することについて、賛成の立場で討論させていただきます。

地方自治法第109条第2項に、常任委員会はその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願などを審査すると規定しております。

そのために、常任委員会は議会の内部組織として議会に提案された議案などを、専門的、能率的に審査するために、前任期の議会改革特別委員会におかれまして十分な質疑と議論の結果、現在の3つの常任委員会を設置すると条例変更された経緯がございました。

しかしながら、議員皆さんに配られております議員必携には、1委員会の定数においては合議体として機能を発揮できるよう、最小限6人は確保することが必要と思われるとの意見も記されていることや、平成24年10月現在、全国で定数を15名とされている17市議会のうち、2常任委員会とされているのは14市議会でございます。定数5人の3常任委員会とされているところはわずか1市のみでありました。

市民から負託を受けた新たな15名の議員で、今後の4年間において行政から提案された多くの重要な議案などを専門的、機能的に、能率的に審査するためには、定数が削減し従前の議席数より審議が不足することのないよう、より多くの議員が審査に加わり、以前の定数より増員し、加えて所管の変更する2つの常任委員会で十分な議論ができるとされている本改革案は、理解をするものであります。前任期の議会改革特別委員会の当時の委員長を初め、委員各位のご尽力には敬意を表すところではございますが、新たな15名の議員で今後の重要な議案などを審議するためには、本定例会におきまして委員会条例を改正することの必要性があると確信できました。

このことを申し上げて、賛成討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

阿古君。

阿古議員 私は反対の立場から討論させていただきます。

本議案は、臨時会の初日に議員提案をされようとした案件が、本12月議会に出てきております。そのときの内容から考えますと、議会改革特別委員会を設置してそこで審議しなさいということで、審議をたしか3回でしたですか、重ねております。ただ、その中の内容といいますが、3常任委員会がいいのか2常任委員会がいいのかという具体的な審議ではなくて、条例改正をするべきかどうかというところに時間を費やしてございまして、ですから実際に2常任委員会の形、3常任委員会の形、そのメリット、デメリットの審議の時間が及ばなかった。その中で打ち切られたという経緯がございまして。

更に申し上げるのは、そのときの2常任委員会では8名8名という案が出されてきておりました。その中で今回条例の改正ということで出てきているのが、8名7名という常任委員会制です。ですから、2常任委員会にしてもそういう定数の問題ですとか所管割の問題ですとか、そういう議論に及んでいない形で改正の条例案が提出されたということは、まことに残念でなりません。

再度、時間をかけて、私は3常任委員会と2常任委員会の審議を、どちらがいいのかという審議を時間をかけてやるべきやと思っておりますので、本議案には反対させていただきます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第8号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川議長 起立多数であります。よって、発議第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午後2時45分

再 開 午後4時46分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

あらかじめ、本日の会議時間は議事の都合により延長いたします。

先ほど休憩中に議会運営委員会が開催され、この後の議会運営について協議をいただいておりますので、会議の概要について議会運営委員長よりご報告を願います。

12番、赤井佐太郎君。

赤井議会運営委員長 先ほど休憩中に議会運営委員会を開催し、この後の議会運営について協議しておりますので、その結果についてご報告いたします。

まず、この後追加日程として、追加日程第1から追加日程第3までを日程に追加いたします。そして、最初に議長発議により追加日程第1、葛城市議会常任委員会の委員の選任についてを議題とし、各常任委員会委員の指名を行い、正副委員長の報告を行います。

次に、追加日程第2、葛城市議会運営委員会委員の選任についてを議題とし、議会運営委員会委員の指名を行い、正副委員長の報告を行います。

次に、追加日程第3、議会改革特別委員会委員の選任についてを議題とし、議会改革特別委員会委員の指名を行い、正副委員長の報告を行います。

以上、簡単ではございますが報告といたします。議員皆様のご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

西川議長 お諮りいたします。この後の議会運営については、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、お手元に配付をいたしております議事日程第5号の追加1を日程に追加したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議事日程第5号の追加1を日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1、葛城市議会常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま議題となりました葛城市議会常任委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。

なお、委員長及び副委員長につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、各常任委員会において互選することと規定されておりますので、互選されました各常任委員会の委員長及び副委員長をご報告いたします。

総務建設常任委員会委員長、赤井佐太郎君。同じく副委員長、岡本吉司君。
厚生文教常任委員会委員長、西井覚君。同じく副委員長、白石栄一君。
以上であります。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後4時50分

再 開 午後4時51分

西川議長 再開いたします。

お諮りいたします。会期の延長の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、会期の延長の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

会期の延長を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、12月9日から本日19日までの11日間ですが、議事の都合により12月24日までの16日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は12月9日から12月24日までの16日間とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたすことに決定いたしました。

なお、あす20日は休会とし、次の本会議は12月24日午前10時より開会いたします。

本日はこれにて延会をいたします。

延 会 午後4時52分